

評価を試みたいと思います。したがって、まず第一番目としては五十三年度の交付税法改正を去年私はどのように評価したか、第二番目として、その改正にのつた今回の措置を一体どのように考えているか、そういう順序で意見を述べさせていただきます。と思うわけであります。

まず、昭和五十三年度の交付税法の改正についてであります。その内容は、先ほども少し申しましたように、交付税総額の確保のために三税三二%の交付税で不足する分を借り入れて賄った場合、借入純増額額の二分の一相当分を以後の年度において臨時特例交付金として一般会計から繰り入れる、そういう内容の改正であったと理解しております。

この改正の目的はどのようなところにあったかと申しますと、歳出需要の拡大傾向がある、近年ずっと歳出需要が拡大傾向にある。一方、オイルショック以後の成長率のシフトダウン、それから不況の継続、ここから生じた地方財政の財源不足、そういう状況の中で交付税総額を借り入れて手当てする、そしてその返済によって後年交付税総額の確保に支障を来しては困りますから、それが支障を来さないようにするためにこういう措置をとった、そういうふうなこの改正の目的を私は理解しております。

ところで、この措置の、五十三年度の改正の性格であります。改正の字句の中に「当分の間」というたし書きがついております。すなわち「当分の間」というたし書きつきの暫定措置であったわけですね。この暫定措置が交付税法第六条の三の二、引き続き不足を来すことになった場合の制度改正もしくは交付税率の変更になつてくるかどうかという法制上の問題になつたところであり、法律上の解釈はともかくとして、実質的には「当分の間」というたし書きつきの暫定措置であった、こういうふうなその性格を私は理解いたしました。

さて、このような五十三年度の交付税法改正について昨年時点で私はどのように評価していたか

ということを次に申し述べたいと思います。

まず、その改正が生じてきた状況の私なりの認識ですが、これはまず歳出需要が拡大傾向にある。次に、成長路線が安定成長へとシフトダウンした。そこでそれによって税収の落ち込みが生じた。一方で歳出需要の拡大傾向、他方で成長率のシフトダウン及び不況から税収が落ち込んだ、そういう背景の中で深刻な財源不足が生じた。しかもこの財源不足の深刻な状態、その程度というものは、景気が回復し、歳出の見直しがなされた、そのように仮定しても、歳出の拡大傾向の趨勢、それから安定成長というものを前提にすれば、財源不足、歳出と財源のギャップは当分継続せざるを得ない、そういう状況にある。その中で、財政についてどういう問題が生じたかといえますと、中央財政については建設公債主義の破綻といったような形の問題が具体的には生じてきた。それからまた地方財政については、いわば伝統的な三税の一定率、現在とらわれているのは三二%という率ですが、三税掛ける三三%という交付税制度の運営の仕方が破綻を来してきた。結局、こうした状況では、安定成長路線が定着する過程あるいは定着したところで、税負担率の引き上げを含んだ中央、地方の財政制度全体の改革がなくてはこれからの状況は解決され得ないものだ、私はそういうような状況認識を持っていたわけですね。したがって、本来は財政制度全体の抜本的な改革というのが必要な状況なんだという理解を持っていたわけであり、しかしながら、他方で財政制度全体の基本的改革の目的が立たないという状況がもしあったとしても、やはり幾つかの理由によって暫定措置がどうしても必要であります。その幾つかの理由をいくつか挙げて申しますと、目下の状況で交付税制度を破綻したままに放置すれば、地方財源の確保に見通しが立たない。したがって、そのために地方団体の自主的、計画的な財政運営が望み得ない、そういう理由。それからまた次の理由は、地方団体の地域的公共財、サービスを提供するという責

務を果たし得る財源は、どうしても、どんな状況にあらうと確保されねばならないということ。それから第三の理由として、当時は景気政策としても地方の歳出需要を抑制すべきときではない、むしろ需要拡大を図るべきときであったということ。このような理由から、ともかくも暫定的にせよ交付税総額を将来とも確保し得る、そういう目的をこめてつけておく必要がある、そういうふうには私は考えております。

したがって、五十三年度の改正については、私は暫定措置として評価するという結論を下しました。いままでも申しましたような判断に基づいて五十三年度の改正を暫定措置として評価する、そういうふうな申し述べたわけであり、

ところで、この暫定措置として評価するという私の判断には、二つの意味があります。つまり、暫定措置として評価、その言葉には二つの意味があります。

一つの意味は、財政制度全体の抜本的な改革が必要だという状況において、交付税のみを抜本的に変更するということにはいかな、そういう制約条件がある中で、地方財政の財源をともかくも確保する、そのめどを立てた、そういう点で評価できるといふことが一つの意味であります。

それからもう一つの暫定措置として評価するということの意味は、安定成長路線に即した中長期の財政制度の基本的改革を考へる必要がある。そのような将来の望ましい制度のあり方との関連でその改正を考へてみた場合、暫定措置が長期にわたって実施されることには問題があるというふうな考へていたということが第二番目の意味です。

つまり、暫定措置が長期にわたるならば、これはもはや暫定措置ではなくなるわけですが、その場合には問題がある。したがって、そういう長期にわたることをあらかじめ防止するということの意味で暫定という性格を持たしたのであれば、それだからこそ、暫定だからこそ評価できるといふ意味であります。したがって、もし暫定でなくなるならば評価できない、そういう判断です。

このことは具体的にはどういふことかと申しますと、それ以前は交付税の総額はほぼ三税掛ける一定率という方式で決められていたわけであり、ところが、この改正以後どのような形で交付税総額が決まるようになったかということ、これを大ざっぱに考えますと、基準財政需要を計算して、それが基準財政収入プラス地方債、この地方債には通常の地方債といわゆる財源対策債が含まれるわけですね。この二つの合計になるわけですが、基準財政収入プラス地方債、さらにプラス交付税、これがちょうど基準財政需要になるように交付税額を決める、そういう形になったというふうな考えられます。したがって、ここではどういふことになるかと申しますと、財源対策債を一体どのくらい想定するのか。基準財政需要はどこかで計算されて与えられたものとしますと、それを満たすために、もう一つの地方税の方は地方税で基準財政収入は経済情勢から決まってくるから、これが決まるとしますと、あと問題は、残りを地方債と交付税でどう振り分けるかという問題になるわけですが、その際に財源対策債をどれくらい見ると、それによって交付税の総額が動いてくるということになるわけですね。この現下の困難な状況では起債充当率を九五%まで見まして、通常の起債充当率から九五%の差額を財源対策債と呼んでいられるわけですが、一体この起債充当率を九五%にするのか八〇%にするのか七〇%にするのか、その判断によっては交付税の総額が動いてしまふ、こういう構造になったわけですね。このことは、いわば交付税の総額を決定する際に中央政府の政策的判断が入る余地というものが拡大したことを意味しているわけですね。ということ、交付税総額が将来幾らになるかというこの見通しが非常に立ちにくい、そういう状態になったというふうな考えられるわけですね。つまり、そのときどきの政策的な判断によって、起債をどのくらい見ると、それによって交付税の総額が変わってくるということであり、交付税総額が政策的な中央財政の判断によって動く裁量の余地が

かなり生じてきた、そういうことになるかと思ひます。したがって、自治体がこのような交付税制度のもとで財政運営を計画しようとした場合に、交付税の総額が不明確なために自治体の計画的財政運営を行うということがむずかしくなってきた。したがって、もしこういうやり方が長期に継続するならば、自治体の自主的、計画的な財政運営を妨げるという弊害が生ずる可能性が出てくるわけですね。その意味で、暫定であればこそ評価し得るのである、もし長期の制度としてこの制度が定着してしまうならばそれは問題がある。だから、暫定だと断っている限りでは評価できるけれども、暫定でなくなった場合には私は評価できないということとその表現の裏には申し上げていたわけですね。

五十三年度の改正について去年は私はこのような評価を下したわけですが、次に、現時点で今回の改正を含めた評価を申し上げたいと思ひます。今回の交付税総額の特例に関する改正というものは、前にも申しましたとおり、五十三年度改正法ののつとめた措置でありますから、五十三年度の改正法が現在も有効実施されている、そういうことをどう評価するかということとを申し上げれば、あわせて今回の改正に対する評価を述べたことになるというふうに私は考えます。

ところで、私は職業柄学期末になると学生に対して試験を行い、採点をいたします。私の大学では、もし試験が百点満点だとしますと、八十点以上に優をつけます。それから六十点から七十九点までが良、五十点以上六十点未満が可、ここまでが合格でありまして、五十点以下が不可、そういう採点の仕方をしております。これが私の大学の基準です。ところで、一年間に二度試験をする場合があります。つまり前期末の試験と後期末の試験です。それぞれにテストをした場合、通常の評価はどうするか。これに關しましては、私は自分独自の方針として学生の努力というものを重視する立場をとっています。したがって、前期たとえ六十点、後期八十点をとる。そうしますと、通

年は、平均すれば七十点なのですが、七十点ということは良ということになるのですが、私はこの場合努力を買ったというふうに通年の評価を下します。逆に、もし前期に八十点をとって後期に六十点、そうすると、これは学生の怠慢だというふうにはみなしまして、この場合は厳しく良というふうには落としてしまひます。評価を下げます。ところで、もし五十三年度の改正を採点になぞらえた場合どうなることになるでしょうか。昨年度の私の評価というものは、端的に言えば六十点から七十九点の間の、つまり良ということになるかと思ひます。昨年の評価はしたわけですが、なぜ優をつけなかったかというところは、理由を考えれば明らかです。つまり、安定成長路線に即した中長期の財政制度全体の基本的な改革、その中で交付税制度の望ましい方向への改革が図られなければならぬわけですね。ところが、五十三年度の改正は暫定措置でありますから、暫定措置であるという以上は良以上の評価はどうしても無理であつて、優をつけたくてもつけられない、そういうことで良にとどまるのはいわば当然であつたかと思ひます。

さて、今回の改正は、五十三年度改正の踏襲です。基本的には前回の答案と同じ内容の答案が提出されたということになります。年二回の試験にたとえれば、前期と後期同じ内容の答案が出てきた、そういうことになるわけですね。この場合は、私の信条としては努力を重視するわけでありまして、後期の採点というものはどうしても前期よりも低いものにならざるを得ない、厳しくならざるを得ないわけですね。なぜならば、同じ内容なんだから同じ評価でもいいじゃないかとおっしゃられるかもしれませんが、そうではないわけですね。なぜそうなのかと申しますと、学生の試験の場合は、前期の問題と後期の問題というのは問題内容が違つています。ですから、前期良、後期良なら通年判定も良で済むわけですね。しかし、この場合は地方財政制度を問うという同一の問題に對して、前期も後期も解答が同じであつた、一歩

の前進もないわけですから、後期はどうしても評価をワンランク下げざるを得ない。したがって、評価としては可がいいところだ、そういうことになるわけですね。

いわば、これはつまらない比喩による評価であるわけですが、もっと私が今回の措置に對して評価を下げるを得ない基本的な理由がございまして、それは現在の措置が暫定措置である、それが長期に継続すればするほど弊害を逆に重視しなければならぬ、そういう性質のものだ、そういう点に評価を下げるを得ない理由があるわけですね。

前に、現在のようない交付税総額の決定方式では総額決定に中央政府の裁量的判断の余地が大き、そのために自治体が計画的財政運営を行う上で弊害がある、そういうふうな述べたわけですが、暫定措置は暫定措置だからこそ評価できるわけですね、長期化するとは望ましくない。地方財政が今日のような困難な状況に至つてもうすでに五年を経過しているわけですね。しかもなお、基本的な制度改正がなされないということは怠慢のそしりを免れないわけですね。努力の跡が見られないというわけです。

ただ、私が評価をワンランク下げただけで、一応可にとどめて不合格の不可をつけないその理由は、いわばこのような怠慢の全責任を、この委員会を含めてですが、地方財政の関係者だけに責任を帰してしまふというわけにはいかないと私は判断しているからですね。基本的な制度改正というのは、中央財政を含めた財政制度全体の抜本的な改革の一環として考える必要があるわけですね、それがいわば現在の、昨今の状況になつていくわけですね。したがって、責任は地方財政関係者だけでなく、財政、経済政策、それに携わる者全体の責任が問われなければならない。それをすべて地方財政関係者に帰してしまふのは少し酷だろうというところで可にとどまっているわけですね。

以上が私の評価であります。最後に今後の中長期的な地方財政制度のあり方について一言触れ

ておきたいと思ひます。

安定成長路線に即した地方財政制度のあり方全般についてここで包括的な意見を述べる、そういう時間的な余裕はありません。また、その準備も私は持ち合わせていないわけですが、以下、地方財政の財源にかかわる要点を述べておきたいと思ひます。要約すると次のようなことになるかと思ひます。

まず第一点は、高度成長期のような大幅な自然増収は望み得ない。それにもかかわらず、歳出需要の増大傾向というのは根強いものがある。財源不足状況は景気回復や歳出の合理化といった程度のことでは解消し切れない見通しになつていく。したがって税負担率の引き上げが必要であるというのが要点の第一、税負担率の引き上げは国税、地方税あるいはその両方を意味しているわけですね。

第二点は、日本経済の活力を維持する上で一つの重要なキーポイントは地域社会の整備拡充であらうと私は考えております。それはどのような形でなされるかと言ひますと、地方の自主性の拡大ということとを条件としているかと思ひます。その一環として地方財政の財源も地方自治を拡充する方向で確保されねばならぬだろう。それが第二点です。つまり地方税の拡充強化とか地方交付税の拡充強化といったことが必要になつていくということが第二点です。

第三点としては、厳しい財政状況の中で、今後とも厳しい財政状況は高度成長期に比べればずっと続くと考えられるわけですが、その中で自治体の計画的、合理的な財政運営を可能とするような地方財源の安定的な確保が必要だということですね。厳しい状況の中では計画的、合理的な財政運営がますます必要になつてくるわけですが、それを可能にするような財源の安定的な確保が必要だということ。

第四点、最後の点は、財政の景気調整機能をより強化拡充する要請が安定成長路線では高度成長期よりも強まるということですね。地方財政のそれ

への協力要請もしたが、強まらざるを得ない。安定成長期においては景気を拡大する、抑制する、両方うまくやらなければならない。高度成長期ではどちらかと言えば抑制さうまくやっていたればよかったわけですが、これが拡大と抑制の両方を、つまり対称性を強化しなければならぬ。それから高度成長期は設備投資需要さうまくコントロールすればよかったという側面があったわけですが、今後はそうはいかないだろう。したがって、景気調整の対象項目を多様化しなければならぬ。それからまた、インフレが起こりやすい体質になっておりますから、より微調整力を強化しなければならぬ。あるいは別の表現をすれば、景気調整が弾力的に運営されなければならない、そういうことが出てくるわけですが、その中で景気調整を有効たらしめようとする場合には、地方財政の協力がどうしても不可欠になってまいります。今後の中長期的な地方財政の財源に関する制度のあり方というのは、こうした要点を踏まえて設計されねばならないというふうに考えられます。この要点の中で税の負担水準とか、あるいは地方税、交付税、こういった財源構成、そういう問題については、これまでもしばしば議論がありまして、これは繰り返さないことにいたしまして、地方の自主的、計画的財政運営、それから地方財政の景気調整への協力、この二つの関係についてだけ私の意見を申し上げておきたいと思っております。

景気調整がうまくいかない場合に、どんな制度を設定しても必ずその制度は破綻を来す、それが今回の交付税制度のいろいろな問題として端的にあらわれているわけです。従来地方財政の景気調整への協力というのは、地方の自主的、計画的財政運営に対するいわば攪乱要素として非難されることが多かったわけでありました。しかしながら、景気調整の失敗によって景気変動が激化するといったしますと、それ自体が地方の自主的、計画的財政運営の前提としての経済の破綻を意味することになり、自主的、計画的運営はいわば安定した経

済を前提として初めて可能である、そのことを忘れてはならないと思っております。

それからもう一つ忘れてはならないのは、有効な景気調整は地方財政の協力がどうしても不可欠だ、これは財政支出全体に占める地方の割合などを見れば明らかであります。地方の自主的、計画的財政運営は安定した経済を前提に初めて可能だということ、それから有効な景気調整は地方財政の協力が不可欠だということがどうしても銘記される必要があると思っております。要は地方の自主的、計画的な財政運営と両立可能な地方財政制度、そういうものを今後確立していく必要があるかと思っております。こういった点を考えますと、現行の地方財源の制度には幾つか問題があります。

たとえば交付税ですが、三税掛ける一定率というところで所得税、法人税、酒税から成っているわけですが、この所得税、法人税の景気感応度はきわめて高い。やはり算定基礎の国税をより安定性の高い税目にする必要がある。あるいはまた単年度の税収見積もり額を算定基礎にするのではなくて、景気変動を除いた中長期の推定額を基礎にするといったような形で交付税の景気感応度を除去する、そういう措置が必要ではなからうか。

それから地方税についても、法人関係税——住民税、事業税ですが、このウェイトが高くて、しかもこれらの景気感応度はかなり強い、こういったことは、税目については外形標準化といったようなことによつての安定化が必要ではないかというふうに考えます。

結局、中央財政よりも地方財政は金融力が弱いために均衡予算原則的な財政運営がとられる傾向があります。理論的には明らかであります。これが景気不安定化要因として働く。不況期に支出が縮小して好況期に支出が増大する、そういう傾向を持つわけですね。

この傾向は実際に四十年代以降の単独事業の動向を調べてみますと、実ははっきりあらわれております。これは私自身も突きとめてみたことであります。地方財源を安定化することによつてこ

した傾向を解消するということが必要ではなからうか。それからより積極的には単独事業についても景気局面によつて起債充当率を弾力的に調整する、そういうことをやつて不況期に事業量を拡大し、好況期に縮小し得る、そういう措置がとられてもいいのではないかと思います。

ただし、景気調整のために操作した起債充当率の変化、それによつて生じた地方財政の負担の追加、そういったものは景気調整の最終責任者である中央財政が見るべきことは言うまでもありません。あるいはまた景気調整の対象とする事業項目、これも地域の優先順位の選好、それに従つて選択し得るというようなことがやはり必要であらうかと思ひます。

こうした方向で改革を行えば、地方の自主的、計画的財政運営と、それから景気調整の協力の両立可能性というのはかなり拡大するはずであります。あるいは将来は地方財政の投資調整基金とか、そういった構想も考えられていいかと思ひます。そして中長期の財政計画の範囲内で景気調整を行っていく、そういうことが行われますならば、計画的財政運営による資源配分の効率化という観点からも望ましい問題の解決と言えるわけですし、また景気調整の機動性自身も増すということになります。

要は、地方の自主的、計画的財政運営と両立可能な景気調整制度というものを工夫して、地方が進んで協力できるようにすることが重要ではないかと思ひます。ようやく一般消費税の提案などがあつて、財政制度全体の基本的な改革の論議が高まりつつある状態かと思ひます。地方制度の改革の方も、本委員会を初めとする関係者の皆さんの積極的な取り組みを私は期待したいと思ひます。来年度も同じ答案ではちよつと困るということであります。

以上で私の意見にかえさせていただきます。(拍手)
○松野委員長 次に、米原参考人をお願いいたします。

○米原参考人 大阪大学の米原でございます。地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして私の意見を述べさせていただきます。

先ほど深谷先生からもお話がありましたこと、ごさいすけれども、今回の地方交付税法の改正案の要点というのは二つあると私も理解しております。

まず第一点は、地方交付税の総額を地方交付税法第六条によつて規定されている額以上に増額し、ようとしていく点でございます。より具体的に申し上げますと、臨時地方特例交付金三千七百六十六億円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り出しを行う。さらにまた、交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして二兆二千八百億円を借り入れ、それだけ地方交付税の総額を増加せようとしておる、こういう点でございます。

第二点は、基準財政需要額の算定方法が、これはいろいろあるようでございますが、改正されている点でございます。これは非常にたくさんあるようでございますが、特に私の目に触れましたのは社会福祉関係の投資的経費が、単位費用についてでございますけれども、前年度と比較して約三〇％と非常に高い伸び率を示しておるというように、それからまた、道府県の基準財政需要額の計算におきまして、教育費に関して特殊教育諸学校費が新たな項目として設けられておるといふような点、こういう点は今年度の改正の中で特に私の目にとまった点でございます。

このような地方交付税法の改正につきましては、私は地方交付税の財源均衡化機能及び財源保障機能を強化するという効果を持つものといったしまして大変結構なことであると評価しておる次第でございます。特に今年度の地方財政の財源不足額が四兆一千億円という非常に大きな金額でありましたにもかかわらず、地方債の増発と交付税の増額によりまして、一応この財源不足額というものが埋められておるといふことは評価すべき点ではないかと考えております。

私はこのように一応今回の改正案を評価しておるわけでございますけれども、これは基本的に申しますと、私が現在の地方交付税制度というものは望ましい制度であるとしてこれを是認しておることに基づくものでございます。

この現在の地方交付税制度を望ましいと見るかどうかということにつきましては、これはいろいろと意見のあることかと思ひます。こういうものは望ましくないというのを言うこともできるかと思ひます。たとえば、地方交付税というのは、御案内のように国税の三税を財源としたしまして地方団体に配分するものでございますから、交付税制度があるということは、言いかえれば、それだけ国の方で税金をたくさん取っておるということになるわけでございます。現在、地方自治という見地から見まして、国と地方との税源配分におきまして国がたゞ税金を取り過ぎてゐるのではないのか、本当の地方自治というのは地方団体が自分の手で集めた税金で自分の財政を行うところにあるのではないか、こういう考え方があつては私も十分承知しております。その考え方がないたしまして、交付税というものがあつて、国が税金を取り、それを地方に配分するということとは、国に対する税源配分をふやすことになりすから、望ましくないのではないか、こういう考え方もできるかと思ひます。

しかしながら、私はやはり、現在の地方交付税が持つております財源調整機能といふことが、富裕団体と貧困団体との間でその財政力の格差を少なくするということ、これは望ましいことではないのか。もし各地方団体が自分のところの税源だけで財政を行つていく、そういうことにはいたしました場合には、特に田舎と申しますか、地方と申しますか、経済力が比較的弱い地域の財政というものには税収不足で非常にレベルが下がつてしまふというふうなことが起こりはしないか。そういうことを考えますと、やはり財源調整機能といふのは必要ではないのかというのを考えておる次第であります。

また、これは若干観点を變えて現在の交付税といふものを見てまいりますと、国税の所得税とか法人税を主として財源にしております関係上、その交付税の財源となつております収入というものは都市地域から大体吸収されておると見てよろしいわけでございます。その配分先は経済力が弱い田舎と申しますか、地方に向けられておるわけでございますから、交付税制度といふものはいわば都市と地方との間で財源の再配分を行つておるシステムである、こういうふうに理解できるわけでございます。

もし、ここで地方税源の拡充を行い、地方団体は自分のところで集めた税を基礎にして財政を行つていくんだという、これは純粹と申しますか、素朴といふんです、一つの地方自治の原則になるかと思ひますが、それを徹底いたしますと、どうしても農山村地域の行政水準は下落し、都市地域の行政水準が上昇していくことになると思ひますが、それはそれとして認めておるという考え方もあるかと思ひます。それは効率性という見地から考へてみまして、人口規模の小さい田舎の市町村あたりで財政を行ふ場合には、一人当たり経費が非常に高くつくということがあつてございまして、財政活動につきましても、よく規模の経済が働くといふことが言われるわけでございます。確かに、ある程度人口規模が大きくなつてしまつて都市的な形態を整えておる地域におきましては、一人当たり行政の費用といふのは安くなつてまいらるわけでございます。したがつて、もうそういう非効率な田舎で財政を行ふのはやめ、効率のいい、一人当たり経費が安くなる都市だけで財政を行ふという判断をいたしましたならば、地方に多額の交付税を回すというところはもうやめてしまひまして、地方の行政水準を落として、人々がもうそういう行政水準の低いところでは生活できないというふうな考えを持ち、都市へ人口移動するという方策をとることも可能である。確かに、効率性といふことから経費を安く上げるということを主目的にいたしますな

らば、そういう政策をとることも可能かと思ひます。

しかしながら、私の個人的な見解は、やはりそういうことはすべきではないのではなからうか。現在のわが国の都市地域といふのはすでにもう過密状態にありまして、これ以上一人当たり経費が安くなるからといって、農村部、山村部、漁村部からさらに人口を都市地域へ持つてくるというふうなことはすべきではないのではなからうか。やはり今後は人口のＵターン現象を圖るというんですか、都市に過度に集中しております人口を地方へ分散させる方がむしろ望ましいのではなからうか、そういうふうな見解を個人的に持つております。

そのような見解からいたしますと、やはり地方に対して交付税を回しまして、そして行政水準を上げ、地方は魅力ある生活の場所だからといって都市から地方へ人々が分散していくという政策をとるべきではなからうかと思ひます。そのようなことを私が考へておりますために、やはり交付税というものは必要である。この今回の交付税法の改正案はそういう目的にかなうような形で、交付税の効果を強化するといふ方向でなされておる。したがつて、私はこれに対して賛成をしたいといふふうに考へておるわけでございます。

もつとも、私は現在の交付税制度が最高のものであつて、これに対して何らの注文もないといふわけではございませんで、いまの交付税制度といふのはすぐれた制度ではあるけれども、さらに一層の改善をしていただきたいといふふうに考へております。

そこで、残り若干の時間をおかりいたしまして、今後こういう形で交付税制度を改善していつていただけたらありがたいと思ふ点を述べさせていただきます。四点は述べさせていただきます。まず第一番目は、基準財政需要額の算定の方法でございますけれども、これは全般的に見まして――一つ一つの細かいことは私十分に知識を持つておりませんので、全体としての印象につ

て申し上げますと、現在の計算方法は現状をもとにして計算されておる。たとえば、いま道路面積が何平米あるとか、道路の延長が何キロあるという、そういう現状をもとにして計算されておる部分が非常に多くありますために、将来こうなればならないといふあるべき姿を想定し、それに向かつての改善を進めていくための経費が十分に考慮されていらないのではなからうか。言葉が若干悪いかもしれませんが、投資的経費の必要性が十分に勘案されていらないのではなからうかといふことを思つております。

大変卑近な例で申しわけございません。ですが、私は現在兵庫県の宝塚市に住んでおります。この宝塚市は、昔の田舎の町が急速に都市化した町でございますために道路の整備状況が非常に悪いところでございます。ちょっと古くなりましてけれども、昭和五十年の数字で見まして、道路の平均の幅員といふんです、市の道路の総面積を延長で割つた値でありますけれども、それで道路の幅が大体どれくらいあるのかとわかつて思つておりますが、それは二・七メートルでございます。現在、御案内のように、家を建築いたします場合には少なくとも四メートル幅の道路がないといけないといふことになつておるわけでございますが、それに遠く及ばない二・七メートルの幅しかございません。また、市の管理しております道路の中で自動車を通れない道路、これは幅が狭いからというのが主な理由でございまして、自動車の交通不能道路の割合が五九・七％、約六〇％、半分以上もございまして、このように道路の整備状況が非常に悪いのですが、これ以外の公共施設につきましても、やはり新興都市の悲しさといひますか、いろいろと不便がございまして、こういう公共施設の状態といふのは、東京でございしますとか大阪でございしますとかいふような大都市と比較いたしますと非常に落ちるわけでございますけれども、そういう公共施設の状態が悪いからそれを改善するために金がかかるだろう、それを交付税で見ようという配慮はなされてい

は申しません、やはりかなりなされてはおりますけれども、十分ではないのではなからうか。今後こういう面を御配慮いただけたらありがたいのではないかと思っております。

それから第二点でございますが、これもやはり基準財政需要の算定に関する問題でございますが、現在多くの経費項目につきましてそれぞれの都市でどれぐらい金がかかるのかという経費を算定いたします場合に、態容補正というのがなされております。結局のところ、都市化が進んでおるところほど行政水準は高くあるべきだという配慮からだと思っておりますけれども、経費がたかさんかかると大都市ほどそういう補正がなされております。しかしながら、交付税というものが本来行政水準、財政水準の平等化をねらうというものでありますならば、このような都市と地方との格差というのは余りつけるべきではないのではなからうか。行政というものは本来公平に大都市地域も地方も同じように財源をつけるべきではなからうかという感じを持つてございます。そういうことを考えますと、都市地域に多くの金を回す態容補正というのは縮小の傾向で進んでいただけないものだろうか。これは私が田舎から出てまいりましたために特にそういうふうにご感じるのかもしれないが、そういう考えを持っております。

それから第三番目は、先ほど深谷先生もお触れになった点でございますけれども、昨年度から始まりまして交付税及び譲与税配付金特別会計の借入れに対して国が二分の一、後の時点で財源を保障する、一般会計から繰り入れて二分の一だけは見るという点でございますが、確かに深谷先生もおっしゃられたように、いまの時点ではこれはやむを得ないことかと思っております。いまの国、地方を通じまして財政状況から見ればやむを得ないことかと思っておりますけれども、長い目で見れば、いつまでもこういうことは続けられるべきことではないのではないかと。地方負担として残ります二分の一につきましても、将来何らかの形で国によって保障していただくというのが必要なことではないのか。

か。これは現在のわが国の地方財政制度が、国が地方財政に対して財源を保障するというたてまえのもとにつくられておりますことを考えますとき、どうしてもそのような将来におきます国の保障をもっとしっかりしていただく必要があるのではないかと思っております。もちろん、一般消費税等の問題が出ておまして、もしこういうものが実現され、それが交付税財源に回るといようなことが将来において実現したといたしますれば、それによって解決できる問題かもしれないけれども、現在のところその見通しははっきりしておりませんので、もしそういうものができなかつたら、これは地方団体にとって将来大きな負担になるのではないかとという危惧の念を抱く次第でございます。

それから第四点でございますが、これは地方団体金融公庫と申しますか、そういうものをぜひともつくっていただきたいということでございます。御案内のように、いまは公営企業金融公庫というものがございまして、公営企業に対して融資をいたしておりますが、地方財政の一般会計におきまして借り入れ、地方債の発行にしましてはそういうものがございせん。そういう地方債の資金を見るとき、あるいはまた現在行われております交付税及び譲与税配付金特別会計の借り入れのめんどろを見るとき、あるいはまたそういう金融公庫的なものができることを希望するわけでございます。これは一つには、今後ますますばらばらに続くであろうと思われる地方財政の財源確保といひますか地方債の資金確保のためにも必要だと思ひます。さらにまたもつと長い目で見まして、今後の財政金融政策、いわゆるフィスカルポリシー、景気調整策を行う面におきましても、こういう地方団体に資金を融資することを専業といたします金融機関を設けておくことは重要なことではないのかと思っております。

御案内のように、現在のところ地方債の約半分近くは民間資金によって引き受けられておるわけでございますけれども、この民間資金というのは、

どうしても資金の限りにおきまして民間の資金需要と申しますか企業の投資資金の需要などと競合いたすわけでございます。銀行などから金を借ります場合には、銀行は民間企業に貸し出す資金、地方団体に貸し出す資金、同列にこれを取り扱っておりますわけでございます。このような場合におきましては、たとえば国全体としての金融政策、金融を引き締めるとか金融を緩めるといような政策は、民間の投資需要と同じように地方債の資金といたします公共投資に対しても影響を及ぼすことになるといふわけでございまして、これは今後きめ細かい財政金融政策を行っていくに当たっては望ましいことではないのかと思っております。今後きめ細かな政策を行っていく場合には、民間投資は拡大するけれども公共投資は抑制するとか、逆に公共投資は拡大するが民間投資は抑制する、そういうような政策が必要になってくる場合があるかと思ひます。そういう政策をスミーズに実行しますためには、やはり地方団体に對して資金を貸し出す専門の金融機関というものを設けておくことが重要なことではないかと思っております。

以上四点、基準財政需要の計算方法が二つと、それから交付税及び譲与税配付金特別会計の借り入れに對します今後の国の財源保障のあり方、それから四番目の地方団体金融公庫といったようなものの設立、こういうものを今後もしお考えいただけましたら大変ありがたいという私の個人的な希望を述べさせていただきます。これは私の個人的な希望で私の意見を終わらさせていただきます。(拍手)

○松野委員長 次に、高橋参考人にお願いいたします。

○高橋参考人 私、高橋でございます。初めに私事を申し上げて恐縮ですが、ちょうど五年前の四月であつたと思ひますけれども、当時は四十九年度の予算に關連いたしまして当委員会におきまして同じ地方交付税の問題について意見を申し上げたことがありますが、それから五年たつております。五年という期間は、物理的に言

いますとそれほど長い期間とは思ひませんが、やはり世の中の変化というのは非常に激しいというところを痛感するわけでありまして。

その一つは、これは全くブライベートであります。当日私の隣におられて公述されました同業者の恒松学園教授は、この間知事の方に転職されましたりつばな業績を上げておられるようであります。私はその当時そういうことは思ひもかけなかつたことでありまして。これはどうでもいいこととありますが、いま一つは、やはり地方交付税をめぐる税財政上の環境の変化というものの余りにも激しいということを感じるところであります。四十九年と申しますと、これは高度成長財政の終わり、地方交付税の時代の終わりというところであります。今日の事態は、その自然増収に支えられた交付税の時代の終わりと支えられた交付税が、端的に言えば借金に支えられた交付税、こういうものに変わつてきています。ここに今日のこの制度の直面する一番大きな問題がある、こう思ふわけであります。

そこで、時間が二十分でありまして。先生方お疲れのようでありまして、なるべく時間を厳守したいと思ひますけれども、三つの点について意見を申し述べたい。

第一点は、先ほど来議論されております交付税の総額及びその総額の確保に係る方式に關する点であります。これは先ほど来いろいろ議論がなされておりますので、具体的なことはもう申し述べませんけれども、要するに地方債及び運用部、この二元借入方式、これは私はこう名づけるわけですが、この方式がこの四、五年ある意味では完全に定着をした、そのことの可否といひますか、それをどう考えるか、こういう点であらうかと思ひます。恐らく第一点は、これは純法律論からする議論でありまして、交付税法六条の三の規定から見て、現在のような特例措置と申しますか例外的措置はどうか、こういうことが当然問題になつてまいります。私は法律は素人でありましてけれども、これは法律の規定を非常に素直に読みま

すと、「引き続き」というのがすでに四、五年続いているわけでありまして、それが規定しているところの行財政上の制度改革または交付税の引き上げというものがなされていないというところになれば、これは当然法律上の問題は、こう考えます。

ただ、この規定があることの政治効果というもの、私はそれなりに評価をいたします。それはやはり何と言いましても予算決定というのは日本の政治的なメカニズムの中で行われるわけでありまして、そういう中で各府県あるいは関係諸勢力がさまざまなバーゲニングパワー、政治的交渉力というものを発揮するわけでありまして、そういうバーゲニングパワーを発揮する上でこの条項というのはかなり政治的效果を持っているということは認められると思います。

ただ問題は、私どもの立場からすれば財政論としてこの問題をどう考えるかということになります。問題は相当複雑になってまいります。端的に申しまして、いまのような国、地方を通ずる財政上の構造的赤字、実はこういう赤字はどういう原因で生じ、またそれに関する政策上の責任いかんということになります。これは私も大いに意見はあるのですが、いまそのことをおけば、このような財政上の赤字というものを前提にして考えれば、この種の措置がとられたということはまあやむを得ないという感じもいたします。

そこで、恐らく問題は二つの点が残るかと思えます。第一は、先ほど二元制の借入方式、こう申したわけですが、その一元の運用部の部分については、二分の一についてはこの債務の償還については国の負担ということが確立したわけでありまして、これは私は評価したいと思うわけでありまして、問題は残りのものをどう考えるかということでありまして、これは本来交付税に代替されるというところがこの資金の趣旨でありますから、地方財政の立場あるいは交付税本来の立場から言っても、残りの部分についてもやはりそういう措置が拡大していくことが望ましいというふうに考え

ます。

それから第二の点は、いわゆる建設地方債に振りかえられた部分でありまして、これは建設地方債と書かれておりまして、また当委員会からちゅうだいたしした資料では括弧して「財源対策債」となっているわけでありまして、ところが、建設地方債ということと財源対策債ということとは性格上——「いわゆる」と書いてありますからそこはあいまいなものですけれども、これは性格は違ふものでありまして、これは第五條の規定を受けるわけでありまして、私は、この資金の本来の性格からすれば、その括弧の方の趣旨に準じた運用をすべきだ。端的に申しますと、交付税はその資金についてはブロックで交付して、その支出についてのプライオリティーは自治体に任せているわけでありまして、この起債振りがえ分についてもそういうふうな措置をとることがむしろ望ましい。先ほど深谷さんから、こういう措置でもあれば点が上がるというふうな趣旨のお話があったわけですが、私もその点はそういうふうな考えるわけでありまして、しかし、いづれにしても、この交付税の根本的な問題は交付税だけの問題ではなくて解決つかない。つまり、わが国の先ほど申しました全体としての財政赤字、その中で地方税財政制度、特に地方税の充実というものは非常に大事だと思いますが、そういう問題を抜きにしては議論できないということになります。そこに触れますことは、これは非常に範囲が広がりますから、また後で質問でも受けければ私の意見を申し述べるということにして、次の第二点に移りたいと思えます。

第二点は、この交付税の配分方式にかかわる問題であります。五十四年度の配分方式の変更につきましては先ほど来御意見がありました。これを総じて申しますと、たとえば養護学校の制度の改正あるいは投資重点政策の政策上の変更、それから物価高、物価に対する調整、言うならばそういう交付税の外から来たもの、これを交付税上調整するということいわば受け身の措置でありまして、そ

れはその制度や政策については意見はありますけれども、それを問わないとすれば、特にそのことについてコメントをする余裕を持たないわけでありまして、ただ、ちよつと私一点だけ申し上げておきたいのは、今回の措置で経常支出に関する補正の問題で、従来は投資的経費につきましては、態容補正につきましては種地、要するに市町村の等級でありまして、これによって決めるということがなされておりましたけれども、この投資的経費にかかわる補正の方式を一部の経常支出についても拡大するという措置がとられております。なかなか実態は私はきわめていいのですが、地方の実態的な支出に比べて交付税を積極的に拡大するという趣旨であれば、それはそれで理解できるわけですが、いづれにしても、この部分というのは端的に言えば行政当局の裁量に任せられるということになるわけでありまして、種地の等級というものは、それはそれとして非常にきつりしたものが出ておるわけでありまして、そうしますと、その運用につきましては客観的な基準というものが明確になつて、それが公正に施行されるということがでない、交付税の趣旨というものをから言つて問題が起ってくるかと思えます。ひとつこの点についても当委員会において十分の注意をお払いいただきたい、こう思うわけでありまして、それから、やや一般的な問題でありますけれども、交付税の趣旨といえますか目的というものが先ほど来米原参考人からも御意見があったわけでありまして、これはもう当然財政力の調整というものは自明の理であります。しかしながら、また同時にこれは行政コストにおける地域の格差の補正、つまり財源と需要との両面における地域格差を補正する、こういう目的を持っております。わが国の地方交付税制度はいろいろな点でいろいろ問題があることはありますけれども、総じて言いますと、財源及び需要というものの両面を通じて、いわゆる底上げ効果と申しますか、底上げの機能という点では、これは非常に、ちよつとオーバーな表現もありますが、私は世界に冠たるも

のだというふうに言ってもいいと思います。これはたとえ端的に申しますと、世界で地方行政の内容においてこれだけ均一的に、かつ画一的にやられている国は先進国ではそうないと思えますし、さらに進んで地方税の負担、つまり納税条件さえ同じならばそれほど地方税にも格差がないというの、これはちよつと世界に例を見ない現象であろうと思えます。そういう点で評価するわけでありまして、しかし行政コストの地域差という点については、現行の制度では、これは先ほど来米原さんも御指摘のように、段階補正及び態容補正という形で主としてなされているわけでありまして、

しかし、これは全く米原さんと意見を異にいたしますけれども、先進国の最近の状況というのは、むしろ底上げ効果からさらに進んで、大都市の財政需要に対する対応という方向に進んでいるように私は理解しております。これを日本でもどう見るとかということではあります、規模の経済と同時に規模の不経済という問題もあつて、大都市にどんどん人間や企業が入つてきて、いままでのように無限に発展するという前提ならば立派の御趣旨もわかるわけですが、大都市はすでに大阪にその顕著な例を見ているように、衰退するとオーバーに言えはそういう面も持つわけでありまして、これは非常にむずかしいところでありまして、客観的に大都市の財政需要というものも算定する、こういう点ではむしろ私は不備の面を持っています。これは長期の課題として提起したいわけでありまして、端的に申しますと、たとえば四十二年から五十三年までの地方交付税上の基準財政需要の伸びを見ますと、市町村部分について見ますと、一般市町村の伸びは大体七・五倍だと思えます。これに対して旧政令六都市の伸びは約六倍でありまして、東京都大都市分の伸びは四・七倍であります。これをどう解釈するかというのには非常にむずかしい問題で、端的に簡単な結論は出ませんけれども、一般に地方支出については、財政規模あるいは財政力との関係から言えばU字型法則というものが實

第一類第二号 地方行政委員会議録第八号 昭和五十四年四月十日

徹すると言われているのが常識的な理解、つまり人口の小さい過疎地というところでは割り高になることは当然でありますし、規模の拡大というものに就いて同一の単価が高くなる、これはごく一般的な議論でありますからそういうふうになる。それに財政需要上のコスト差というものをどう調整するかという問題も私は今後考えるべきであらうと思うわけです。その点で現在の方式はいわゆる標準団体方式、御存じのように市町村では十方であり、これはある意味でそれに補正を重ねるということなのであります。端的に言えば、多くなればやはり量は質に転化するわけでありまして、交付税制度を余り複雑にすることは私の本意とするところではないのでありますけれども、たとえばイギリスなどは、首都とほかのところとはもう全く分離した算定方式をとっているわけであり、それから需要の中身につきましても、最近近間人口などを導入されているということは非常に評価できるわけですが、これは必ずしも大都市の需要の底上げに機能していないと思われま

す。それからその次の問題は、特に態容補正というものにつきましても、財政難というものの関係もありましてかなり変動あり、かつ切り下げがある。交付税全体として切り下げるといふことであればこれで理解できるわけですが、安定性というものが生命でありますから、そうくるる指数、係数が変わるというのではこの制度の趣旨に反するといふ面もある、こう思うわけであり、ただ、当面の問題について申しますと、交付税の枠が決まっている中で、一般に財政力が高いとされている大都市が後から参入してきてパイの分け合いをするということになるというきわめて現実的な問題があります。私もそういうことは十分承知しておるわけですが、以上の点は、これは長期の問題あるいは今後の検討課題として十分検討してもらいたい。それから当面の対策としては、たとえば計算は計算できちんとして、特例措置で起債に振りかえる措置をとるといふ、ふうなこ

とが現実的な対応であらう、こういうふうにかえらるわけであり、それから第三点、最後の問題になります、もうほとんど時間がありません。現在の地方交付税制度を今後どう考えるかという問題であります、先ほど来申し上げるように、これは全体的な財政制度の抜本的改革、つまり大都市が交付税をもらわなければならぬというふうなこと自体が交付税制度からすれば異常でありまして、いまや府県では東京しか残っていないわけであり、これも地方の自主税源を引き上げ、それとまた、これは構造的赤字でありますから、全体的な税負担率のレベルアップというのが避けがたい。問題は、それをどういうタイミングで、どういう内容でやるかということにかかわる問題かと思ひます。

日本の全体的な地方財政の今後のあり方として、これを非常に図式的に言えば、たとえばオランダでやっておられますように、費用負担についてはほとんど中央政府で見、その中の地方のプライオリティーの持ち方をどうするかという問題は残りますけれども、そういう言うならば中央責任型、あるいは北欧、スウェーデンに典型的に見られるように、地方税源というものを強化して地方の責任においてやり、中央政府はいわゆる財政調整機能と一部の特定補助金、こういうふうな二つの選択があると思ひます。これは割り切ればであります。ただ、わが国の状況というものはそう簡単に割り切れない。つまり、ミドルウェー、その中間の方式というものを実は模索せざるを得ない。ここに日本の非常に困難な課題があるように思ひます。

そのミドルウェーというのは何かと言へば、非常に原則的に言えば、ナショナルミニマムについては中央政府が責任を持つ。しかし、地方のいわゆる任意的行政というふうなものはなるべく地方の責任において実施していく。これをどういうふうに組み合わせていくか。また、中央が責任を持

つ部分につきましても、たとえばいまの特定補助金を、いまメニュー化と言っています、メニュー化ぐらいじゃ困るのであります、少なくとも各省政府ごとぐらゐに――あるいは各省一緒にしろなんということになる、これはいまの行政制度から言へばちよと不可能なことでありますから、少なくとも各省ぐらゐにはブロック化するという方向にして、そこでプライオリティーの選択は地方自治体に任せるといふことを考えるべきであらうと思ひます。機能配分等の問題がもちろんあることは言うまでもありません。しかし、率直に申しますと、大きな成果を上げていくわけですから、今後の問題としては、私は次の点をどうしても指摘しておきたいと思ひます。

いまの日本の補助金を含めての交付税は、統制と介入、それから逆に言えば依存、つまり中央政府から言へば過度の統制と介入、実はこれはメダルの両側の問題でありまして、そういう制度があるからまた地方側もそれに依存をするという、これは非常に大きな欠陥だと思ひます。メリットを認めた上で、はつきり言つてこれは欠陥であります。地方側には地方側の言い分があつて、それはまことに皆もつともだと思ひますが、それはまことにこれは水かけ論ではなくて、システムとして、制度として、そういうふうにならない制度をどう創造するか、こういうことだと思ひます。

それからもう一つの点は、高度成長下ではもうやむを得ないことでありますが、財政責任というものがかなりあいまいである。財政責任と言つても非常にむづかしいことであります。たとえば地方団体について申しますと、その地域のサービスは地域の住民の負担でやる、そしてそういうサービスと負担とがドッキングして、財政上のコントロールが納税者の側からある意味では行き届くといふこと、それから財政調整とどう結びつけるか、これが非常に重要な課題だと私は思ひます。恐るくシャウブ勧告では、幾つかの地方住民税についての選択肢を設けて、そしてそういう少なくとも任意的行政については地域住民で

やれといふことであつたわけですが、これはわが国の土壌にそぐわなかつたわけであり、考えてみますと、あのときは非常に貧乏なときでありましたから、それをやると貧困団体の税負担が上がつて富裕団体は楽をするといふふうな、非常に地域的アンバランスが生じてくることは当然である。これが先ほど来申し上げる、画一化されたことは望ましいと思ひますけれども、むしろわれわれはいまもう一度このシャウブの原則を見直すときが来たといふふうに私は思ひます。

そこで、日本のカスラムというものはそう簡単に直らないのでありますけれども、やはり政策的な誘導としては地方の自主課税といふものです、そういうものはそれとして積極的に進める、そしていまのある範囲におけるサービスと負担とのドッキングとそういうものを考えるべきじゃないか。それから、これはさらに進んだ意見では、もつと先の将来の問題になると思ひますけれども、たとえばイギリスやアメリカでやっておられますように、交付税制度の一部に地方自治体の徴税努力というものを加味して、徴税努力を刺激するといふような方式も検討してはみるべきではないか。地方自治、地方の時代といふことは、それとして大変結構で大きい推進した方がよいと思ひますが、やはり一番大事な問題は、その地方の時代における費用負担のあり方ということにならうと思ひます。これはわが国のシステムから言へば、国の方が多く責任を持たなければならぬことは当然でありますけれども、また地方自治体も、一つは自己の財政的勢力といふふうなものを高めるといふことと同時に、いま申したような税財政制度の改革というものをあわせて行わなければならぬといふふうな思ひわけであり、

五分ばかり超過いたしまして申しわけありません。どうもありがとうございます。(拍手)

○松野委員長 これにて参考人からの御意見の聴取は終わりました。

○松野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 時間が十分ございませんから、まとめて御質問したいと思います。

深谷参考人と高橋参考人にお尋ねいたしたい第一点は、陳述によりますと、深谷参考人は、五十三年度の評価は良であった、五十四年度の対策は可である、こういうことであります。そこで、五十三年度も五十四年度も同じことでありますけれども、暫定措置としての評価でございますが、実は附則の八条の三で、純増額について二分の一は国が負担する、それから二分の一は地方の負担、こういうことになっておるわけですが、この二分の一は暫定措置としてはやむを得ないものと、こういうふうにお考えなのかどうか。これについて高橋先生は、二分の一というものと六条の三の二項というものについては、法律上の問題としては問題があるだらうけれども、現状ではこれもまたやむを得ないだらう、こういうお言葉のように承ったのです。ただし、その残りの二分の一については国の責任において解消していく、負担していく何らかの方法をとるべきである、こういう高橋参考人の御意見がございました。私は、端的に申し上げまして、この五十三年度の措置の良というものは、現在の法律の本則、六条の三の二項からいってやはり法律の原則を踏み外しておる、こういう見解をとっておりますから、五十三年度は良という点を私はつけるわけにいかぬ。いわんや「当分の間」ということで、法律上は当分の間で三十年も四十年も戦後引き続いておるものがあるわけですね。何十年も続いておるわけ、「当分の間」というのは全く当分の間ではないわけですね。そういう観点からいって五十四年度は論外だ、こう見えておるわけです。そこで、この問題について、お二人とも残りの二分の一については何らかの国の措置をとる御意見が含まれておるわけですが、けれども、何らかのということについてもっと具体的ににお答えをいただきたい、これが第一点であります。

それから、財源対策債の問題でありますけれども、残念なことには、おっしゃる通りに税に財源対策債その他の地方債、それに交付税を加えて地方財政はやっておるわけでありまして。その財源対策債というのは、借金した交付税で見えておるわけですよ。枠外じゃなくて、交付税の枠内です。これを基準財政需要額に算入して見ておるわけですよ。これもまた大変問題だと思っております。交付税で借金して、そして事業をやれということでは財政政策債をやりまして、本来これは、過去四十九年までは基準財政需要額に算入して、そして交付税で配つておつたものですけれども、それを財源対策債九五%と見ておいて、あとその元利償還について基準財政需要額に計入しておるわけでは、これを込みにしてはいかぬのであつて、交付税の配分であるのはやむを得ないにしても、これはやはりきちんと、現在の交付税総枠とは別の措置を講ずべきである、こういうふうには思つておるのです。この点についてひとつ御意見を聞かしていただきたいと思います。

それから、米原参考人にお聞きしたいのでございますけれども、それと東京都の例も高橋先生から出されたけれども、言つてみますと、きちんとした法定された交付税がありすけれども、実際補正した後は、補正前と比べますと、はなはだしいのになりますと十数倍の変化が起こつておるわけですよ。たとえば標準団体として都市の場合十萬を選んでおるわけですが、たとえば三百万を越す横浜あたりにこれを適用するなんということは神妙でも恐ろしくよくできないうちと思つておるわけですが、それをやるのですから、言つてみますと、単位費用補正前と補正後の数字は二十倍になつちやうとか、そういう実態ができておるわけでありまして、そういうことからかなり大きなフリーハンド、交付税総枠の約二五%くらいがこの補正で入つてくるわけですから大変な問題なんですけれども、その補正について、米原先生は過疎地にと、こういう御意見で、高橋先生はどつちかという都市施設へということから、需要と

財源付与ということについては何らかのやはり両面的な見方という形で、やや大都市の方にウェイトを置くべきだという印象の発言のようだったのですが、総枠の問題にかかわるわけでありすけれども、私もさういふ言ひますと、交付税総額の欠乏から、過疎地にもやらなければいかぬ、町村にもやらなければいかぬけれども、全体として見ますと、合理性、公平性ということからいいますと、現在の配分方式はやや大都市が手薄になつてきて

いる。これはいま申し上げた標準団体の十萬ということの選び方から来ると思つておるのです。そういうことで、言つてみますと、配分が結果として不公平が起こつておる、こう見ておるわけでありまして、さういふ点からいって、私はどつちかにウェイトを置くべきだという意見を持つておるわけでありすけれども、公平性を貫かなければならぬといふことになりまして、やはり現在は問題がある。そういうことからいって、標準団体は戦後ずっと十萬都市といふことのできたわけですが、これではとてもじゃないがカバーできないのではないかと。たとえば十萬と百萬くらいは二つの物差しを持つてこななければいかぬじゃないかと。しかし、二つの物差しを設けますと、二つの物差しの間にまた合理性といふものを求めますから複雑になるわけでありすけれども、その複雑さよりもはるかに精緻、巧緻と先生も言つておる、自治省も自称して

いるその精緻、巧緻の方がかえつて迷路に入つておる、こういうふうには私は見ておるわけですよ。最近東京都の方からの、補正問題について、本来なら東京都は交付団体になつておるべきであるといふ一つの問題提起が、七次報告が出ておるわけでありすけれども、この辺についてひとつ高橋先生と米原先生にちょっと所見を伺いたい。

○高橋参考人 お答えいたします。

細谷委員の私に対する御質問は二点だと思ひますが、まず最初の総枠と、それからその調達に關して、私の言葉を使えば二元借入方式といふことになりすますが、そのうちの債務償還をどう見るか、

こういう御質問であらうと思ひます。ちよつと時間がありましてやや議論を短絡したところがありすので誤解を招いたかと思ひますが、そのやむを得ないと言つたのは、総額の確保という点では、わが国のいまの財政事情という点からいへば、この程度の総額の確保といふのは、これはやっぱりいろいろな政治的なメカニズムの中で行われろうかというののは、これは評論家としての感想であります。

しかし、先ほども申しましたように、その措置については、やはりこれは交付税として一般財源として交付されるべきものが借り入れによつて補てんされておるわけでありすから、これは一般財源に準じた扱いをするというのがたてまえだと思ひます。それはもう細谷委員の御指摘のとおりであります。したがつて、まず運用部の部分については一応二分の一方式といふものが確立したわけでありすけれども、私の考えは、これをさらに一〇〇%方式といふものを持つていくべきだ、それが本来の趣旨ではなからうか、こういうふう

に思ひます。

それから第二点の、これも御指摘の点で非常に明快になつたわけでありすますが、私は、もともと建設地方債としての扱いをすべきでなくて、財源対策債としての扱いをすべきだといふ、それが今回の財源の振りかえの趣旨に合つておる、こういうふうには考えますから、この償還部分についてもこれは同様の原則を適用すべきであるし、私は特にその支出にかかわる自治体の自主的な処分といひますか、プライオリティー等は、これは自治体に任せるべきだといふので、特にさういふ点等あわせて強調したわけでありす。したがつて、第一点につきましては大体御趣旨としては細谷委員とさう意見が違つていないといふふうに考えます。

それから問題は恐らく、先ほど来申してゐるうちに、これは相手があることでありますから、財布を握つてゐる大蔵省がそれにどういふ態度をと

るかということもかわるわけですが、ただそこにつきましても、これは政治の問題でありまして私どもとやかく言うことではない。これは地方自治の原則から言えば大体そういうような回答が出てくるだろうというふうに考えます。

〔委員長退席、中山(利)委員長代理着席〕

それから第二の補正の問題であります。個々の自治体が云々ということについての議論は差し控えていただきたいと思います。一般論として議論をいたしたいと思うのですけれども、これは先ほど申しましたように、地方交付税の生命というものは客観性ということにあると思います。これは対象とするのはいわゆるナショナルミマム、基準的行政というものにかかるコストを客観的にどういうふうな測定するかということ、それ以外の要素はこの需要の面につきましてもは加わらないわけでありまして。

それから今度他方は、財源についての格差というものを、これをどう測定するか、こちらの方については細かいことは問題ありませんけれども、その大きな議論はないわけでありまして、問題はその需要の測定というものが実は非常にむずかしい、特にこの大都市の場合には非常にむずかしいというわけでありまして。

そこで、御指摘のように、顧客補正というのが主としてそういう大規模の自治体に対して向けられ、これは主としてであります。段階補正というのは一般に過疎地の財政需要の引き上げ等に向けられている。つまり規模の経済に伴う調整と、それから不経済に伴う調整というのがそういうわけである。先ほど申しましたように、やはり十萬という、これをたえばイギリスのように実績主義をとりまして、そしてこれは最近の数学的なメソッドを使いまして、そして加重回帰方式というふうなものでやってみて、そして一定の公式を出してそれで調整するということまで進めば、これはその点については余り自治体が文句を言わない。むしろマクロ的に調整する方に問題があるというのですが、わ

が国の自治体の内容というのは非常に多様でありまして、なかなか方式が非常にむずかしいのであります。先ほど私も申しましたように、やはり二段階方式ぐらいは考えていいのじゃないか。方式はやはり簡明であってわかりやすいというのがこの制度の趣旨でありまして、これはもう残念ながらこれだけ財政が複雑になっていまして、簡明でわかりやすいという原則はなかなか、恐らく自治省の方も担当者でなければ細かいことはわからぬようなところまで精緻になっているわけでありまして、そこまでいくのならむしろ標準団体方式を基礎として二段階方式ぐらいで整理してみるのもいい一つのやり方ではなからうかというふうなことを考えております。

それからこれは当面の問題として、全体の枠が小さくなっていますから、結局その単価をある程度上げなければならぬ。それはわりあい弾力的に運営されることの補正係数を操作するということにならざるを得ないという背景は私としては理解できるわけですが、しかし、これは客観的に算定するということが繰り返して申しますように生命です。だから、計算は計算としてやはりきちっとやらなければならぬ。その後の財源上の対策についてはパイの分け合いという問題がありますので、それはやはり少し政治的な対応をした方がいいのではないかと、繰り返して申しますけれども、私の意見であります。

○米原参考人 細谷先生の御質問にお答え申し上げます。

補正係数の問題でございますが、先ほど私が意見を陳述いたしました点をもう一度ここで繰り返していただきますと、二つ問題があるのではないかと、二つ問題を申し上げました。第一点は、投資的経費といいますが、必要性があるということに対する配慮が薄いのではないかと。現状は、もっぱら現在ある施設等を基準にして計算がなされておるので、いまの姿から出てくる財政需要というものは入るけれども、今後これを

改善していくという点の需要が十分反映されていないのではないかと。

それからもう一つは、都市と地方とを比較したしまして、顧客補正で都市だから高い行政水準を確保しなければならぬという考え方は徐々に改められるべきではなからうかというこの二点でございます。

これは先ほど細谷先生の御質問は、過疎地と大都市という二つの地域の対比でお考えになっておられるわけでございます。大都市の方が手薄ではなからうかというふうな御感想をお持ちでございますが、先ほど申しました私の二点から考えまして、私の感想といえますのは、たとえば人口等が増加いたしましたというふうな感じでの財政需要というものは都市地域、特に大都市地域で十分に考慮されていないのではなからうかと思っております。その意味では細谷先生の御意見に賛成いたします。

ただ、第二点の都市だから高い行政水準を維持しなければいけない、田舎だから低い行政水準でがまんすべきではないのかといういまの交付税の考え方というのは、やはり私はおかしいと思っております。そういう意味で、その点につきましては、私は、大都市が手薄ではなくして、やはり大都市はちよつと優遇され過ぎているのではなからうかという感じがいたします。

これは私の非常に個人的な環境がそうしておるのかもしれない。先ほど申しましたように、私は兵庫県の宝塚市という一地方都市からきょう参っております。私の生まれ育ちましたのは福岡県の行橋市という二、三年前、財政再建団体に落ちたような小さな町でございますけれども、そういうところでの行政水準と、大阪とか東京というような行政水準を比較しますと、やはりどういっても大都市の方が高い。たとえばごみの収集回数を考えてみても、福岡県の行橋、私が生まれ育った町は一週間に一遍か十日に一遍しかごみの

収集はございません。現在住まっております宝塚市は、ごみの収集は週二回とそれからもう一回は不燃性のごみが一回で、三回ございます。これは大都市の大阪で私ちよつと下宿しておったことがございまして、そのときはほぼ毎日ごみの収集に来ておりました。そういうような行政水準の差というのは、それが公平かというのは非常にむずかしい判断だと思えます。確かに田舎だからごみの出方は少ないだろう、都会はごみがたくさん出るから毎日でも収集に来なければいけないというふうな考え方もできるかと思えます。しかしながら、公平に見まして、やはり行政水準は都市の方がいまはかなり高いというふうに私は判断しております。ただ、先ほど申しましたように、何が公平かは非常にむずかしい。たとえば道路をとりまして、東京に参りますと非常にりっぱな広い舗装道路がありまして、ときどきは停泊もしておるようですが、自動車もそこにとどんで走って交通不能道路が六〇%もございまして、曲がり角ではいつも運転手は角を曲がるのじやないかと気がつけながら運転をしておる。また、狭い道路では向かい合わせになった車が離合できませんで、いつも運転手がけんかをしておる。それは自動車台数が少ないからそれでいいという判断もできるかもしれないけれども、やはり何だか田舎の方が低いのではなからうかという、田舎出身でありますためにそう思うのかもしれないが、感觸を持っております。ただ、本当に何が公平かというのは非常にむずかしいと思えます。

もう一つの点は、どちらかと言えど地方を重視していただきたいと私申しましたのは、人口政策の見地から、ぼつぼつ大都市に対する人口集中というのを抑えていただいて、地方の方に人口をウターンさせるというのが望ましいのではないかと、いう考え方を私は個人的に持っております。やはり地方を魅力ある生活の場所としていただきた。福祉施設などにしまして、保育所とか老人ホー

△というようなものが都会並みに整備されたような地方というものの、小中学校も都会並みに整備された、プールもあり屋内体育館もあるというような学校もやはり田舎の方にもつくっていただきたいという、そういう人口配分という見地から若干地方を大事にしたいということをお願いいたします。

十分御説明になっているかどうか分かりませんが……。

○深谷参考人 細谷さんの私に対する御質問は二点だったと思います。私が、五十三年度について良をつけて、五十四年度に可をつける、しかしこれは法原則からは良もいかなければならないかという点と二分の一件が一つと、それから、財源対策の処理についての二つの点で御質問があったかと思ひます。

五十三年度良、五十四年度可、これはいささか甘いのではないかとということなんですが、私は法律には全くの素人でございます、経済学部の教師ですから、どうしても経済的な観点から見て、法律的な観点というのはどうも疎い、そういうことから恐らくそういう見解の差になったかと思ひます。私はその点至って素人ですから、「当分の間」と書いてあると、これは当分の間で、恐らくそのうちには変わるに違いない、そういうふうに読んでしまふわけですね。もちろん実際には当分の間がきわめて長期にわたって実施されてしまふという例がたぐさあるわけですね。税制の特例措置やなんか、租税特別措置の關係なんかでもしばしばそういうことがあるわけで、これは大変けしからぬことだ。特に素人ですから、「当分の間」と言われると当分の間だと思ひ込んでおきますから、それが年月がたつて従って腹立ちが激しくなってくる。したがって、こういう状況が長く続くというこのマイナスについては、素人であるがゆえにまた厳しく考えざるを得ないということをお願い添えておきたいと思ひます。現に今年度は良から可へ転落したわけでありまして、これが来年もまた同じ答案が出てくるとなると、どうも教師として腹が立つてしょうがないということになつて、もう一年留年しないというような宣告をせざるを得ない、そういう気分にもなるかと思ひます。

それから二分の一件なんですが、じゃ残りの二分の一はどうなんだということでありまして、これももし二分の一を後年になって返さなければならぬとしたときに、返す財源がないという事態になったときに一体どうなるのか。これは恐らくこの運営の仕方ではなくともまた借金するわけですね。そういうわけですから、本来の交付税制度のあり方からいいますと、これは恐らく国が全部めんどろを見るべきものであることは明らかだと私も思ひますが、このときの改正の趣旨からいいますと、国も苦しい、地方も苦しい、お互いに苦しむから折半しようじゃないかというようなことではないか。二分の一という規定ができたのだ。しかし、実際に返すのが困難な状況のときは、またそれを借金で返す。非常にその場しのぎの措置という感じが免れないわけでありまして、こういうあいまいな運営の仕方、これももし当分の間が十年、二十年になるのだったら大問題だと思ひます。これもやはり将来、基本的に交付税制度はどうあるべきなのだ、あるいは国、地方を含めたわが国の財政制度がどうあるべきなのだという根本的な改革の考えの中から早急にあるべき姿というものをきちんとさせていたいただきたいと願っております。どうも経済学をやっている人間というのは、法律の方から見ますと、その点の原理原則に対する考え方が非常にいいかげんなところがあります。実質的にいけばいいかげんないかというようないいかげんないところがあります。しかし経済政策において、やはり原則、あるべき姿はどうなのだというところははっきり掲げることが非常に大事なことでありまして、それに関しては私も自分を戒めて厳しく見たいと思っております。したがって、そういう将来の抜本的な制度の改革、あり方を考える上では、こういう原則的なことをきちんと浸透させ得るようなシステムを考え

るべきであらうと考えております。

それから財源対策のことに關してですが、これを別枠とすべきではないか、これは確かに私、細谷さんのおっしゃるとおりだと思ひます。特に景氣変動の波を除いた形で財政の姿と、それから景氣局面でそれに対していろいろなインパクトが加わる、それに対する対応、対策ですね、それとの關係を明確に区別して考えておく必要があるだろうということ。つまり、景氣調整にあるいは景氣の対応にかかったコストと、それから中長期の本来目指すべき財政のコスト、それをやはりきちつと区別して考える、そしてまたその区別が数字の上でもきちつとできるということが財政運営を正す上で非常に重要なことだろう。ですから、将来の制度のあり方としては、景氣調整あるいは景氣との対応に應じて中長期のあるべき姿から離れたところで生じたいろいろな対策については、景氣調整基金その他の制度を使いまして別枠で調整していく、そしてあくまでも本来の中長期のあるべき姿を見失わないようにしておく。これがごっちゃになりますと、そこであいまいなことになつて、あるべき姿まで見失われてしまうということが起こりかねませんので、そういう配慮がやはり必要であらうと私は考えております。

以上です。

○細谷委員 今度財源対策として借金した交付税から基準財政需要額に計入される予定は四千四百四十億になる。借金して、そして本来国が見ておつたものを、今度は基準財政需要額で四千四百四十億飛びじゃうわけですから、これは筋論として別枠でなければならぬと思っております。私もいま、国の財政なり地方の財政からいって、六条の三の二項がそのまま引き続いて著しく、それがもう五年になるのだから、交付税率をそっくりそのまま上げるかあるいは制度を直せ、こう言っているのですが、今日まで交付税率を動かさないで制度だけ改めて、それもマイナスですよ。たとえば学校の先生の給料を引き上げるとか、こう

いうのがあると五千億を超えるわけですよ。それは交付税を三二%に抑えたまま来ているわけですね。そういったことからいって、法律学者でないことはわかつておるのですね。財政学者、経済学者であり、その中から出てきた財政の専門家としての三人のお方の話を聞きますと、どうもやはり国が苦しいということに肩入れし過ぎているのじゃないか、そこらに妥協し過ぎていてるのじゃないかと思うので、経済学者であると同時に財政の専門家ですから、そういう財政のサイドからやはりこうあるべきだ、そしてその中にきちつとした筋が通つておらなければいかぬと私は思ふのです。そういう点で財政学者はもつとすばり、財政学のサイドからきちつとした——先生の言う、去年は良だけれども今度は可というのは先生の考えであつて、主観的である。主観的だと言うと失礼でありますけれども、やはり努力を評価するということですが、その辺に問題があると思うので、国と地方との財政關係についてもうちょっとすばり財政学者としての独自の道を主張していただきたいと思ひます。それは増税論でも何でもいいですよ、私もある程度増税論者ですから。そういうことをひとつお願いして、もう時間が来てしまつてから質問を終わらしていただきます。

○中山(利)委員長代理 次に、和田一郎君。

○和田(一)委員 御意見大変ありがたうございます。議事録を後でゆつくり読ませていただきます。また検討させていただきますが、まず、深谷先生にお尋ねします。

ただいまの細谷先生と同じ質問でございますけれども、結局この暫定措置が長期にわたると問題であるということをおっしゃいました。その長期とは一体どの程度かという問題があるのですけれども、これは二分の一の制度ができたのは去年からでございます。現実には交付税特別会計が国から借金を始めたのは昭和五十年からです。そういう点で交付税の率を当然上げなければならぬというのとは当委員会のずつといままで続いていた議論

でございまして、また、前に高橋先生がお話をされましたときに、私ちようど昭和四十四年から四十七年までここにありましたけれども、そのときは逆に国の方に貸したという議論もあったわけでございます。だから、交付税そのものがそのときそのときでふらふらしている。しかし、法的にはびしっとアップまたは別な制度を考えるというところも出てくるわけですね。そういうことで、長期とは大体どの程度をおっしゃるのかということですね。それから、アップは考える必要はないのかどうかということですね。先生はその御意見をおっしゃいますので、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○深谷参考人 暫定措置というのは一体どのくらいの期間か、あるいは長期とはどのくらいのことかということですが、細谷さんの御質問とも関係すると思いますが、暫定措置として評価できて良から可へ転じたというのは非常に主観的だといふ意味ではありせん。私の考え方は、そういうことで学生に対して採点はやっておりますけれども、そういうふうな評価を低下させるを得ないといふのは、実は、暫定措置であるとする、それが長期化するとマイナスの効果が出てくる、それを重視すべきである、そういう主観的なことではなくて、この制度の長期化することの弊害からむしろ基本的にはそういうふうな考えているのだといふことをまず申し添えておきたいと思ひます。

それでは暫定というのはいくらの期間のことであるのかという問題ですが、私は、交付税制度を含めて、あるいは国の財政制度も含めて財政制度はもはや抜本的に改正されなければならぬ時期にやがて財政制度全体の中で交付税制度も改められなければならない。したがって、そういう財政制度全体の改革に関する意見が固まるあるいは固まるプロセスと対応しながら交付税制度の方の抜本的な改正も考えられなければならない

し、そうする必要があるということで、めどとしてはそういう財政制度全体の改革が完成する間というふうには私は考えております。

それから、交付税率のアップですが、これはもと、地方財政の財政需要がどれくらいあるか、そのうち地方債で一体どのくらいを充当すべきなのか、地方税源をどれくらいにすべきなのか、そういうことが決まらなければ交付税率もどのくらいがいいのかということが決まらないわけですね。そのことも含めてやはり地方財政の財源制度というのは改革の時期にきている。確かに、現在の制度を前提にすれば、機械的に交付税率は何%アップしなければならぬという計算は可能でしょうけれども、私は財政制度の抜本的な改正の中で交付税率の決定も考えたいと思ひますので、そういう地方債の充当率あるいは地方税源の大きさ、それから全体としての地方財政の需要の長期的な動向がどれくらいなのか、そういうことの兼ね合いで考えなければならぬ問題だろうと考えております。ただし、いろいろな推計をもとにしますと、交付税率のアップというのはどうしても必要な方向にあるだろうといふことはこの際申し上げても構わないかと思ひます。

○和田(一)委員 その点につきましてもう一遍深谷先生にお出まし願ひたいと思ひますけれども、国を含めての抜本的な財政の改革は当然だと思ひます。しかし、現実には地方財政そのものを考えまして、このままで数年過ぎますと、それこそパンクするところが相当出てくる、それから地方財政を大きく見た面でも、これはもうどうにもならなくなってしまうのじゃないかと考へるわけですね。その例を申し上げますと、地方債の依存度、これは都道府県の場合でございますけれども、昭和五十三年度の当初予算で四・九%に對し、昭和五十四年度の当初予算では一〇・一%と、五十年、五十一年、五十二年の三年間に二倍以上になっておるわけですね。これはもう大変なことでございます。さらに借り入れそのものがもはや五兆

二百億円に達しておるといふことなのですね。

高橋先生がお出ましになった前の委員会のころは、交付税そのものは地方の財源かまたは国のものかという議論がございましたけれども、地方交付税そのものは国のものとどうのこうのというのじゃなくて、当然、地方に對して与えなければならぬ財源であらう。そうやってまいりましたときに借金借金という政策がいいのかどうか、これは当然現段階においてもある程度はアップしなければならぬんじゃないかと私たちが思ひます。その点についてどうでしょう。全体的な改革はよくわかります。わかりますけれども、現時点においてはそういう現状であらう。ですから、ある程度は借金を軽くする上においても、交付税率のアップは必要じゃないだろうか、そういうふうな私たちが緊急に思ひます。その点についてどうでしょう。

○深谷参考人 地方財政の場合に、地方債依存度はどのくらいが適切なものかということに関しては種々のいろいろな見方があるかと思ひます。五%がいいのか、一〇%がいいのか、あるいは一五%がいいのか、全くゼロがいいのか、いろいろな考へ方があると思ひますが、地方財政の場合、容認できるものは私はせいぜい建設公債の範囲だろうと思ひます。現在の一〇・一%という水準は、その範囲にはおさまっていますけれども、それはせいぜい言い得て建設公債が限度だといふことで、最適なものはあるいはその限度より手前にあるのかどうか、私自身はつきり答えは持っていない状況です。ですから、その点は余り明確な答えはできないかと思ひますが、まあ一たん抜本的な改革ができるまではこの制度でやるのだと決めたのであれば、ある程度借金もやむを得ないといふことになるかと思ひますが、私は要は一日も早く抜本的な改革をやった方がいい。

実は昭和四十八年度あたりから地方財政の長期的な動向についての研究会を私も持っておりますけれども、そこで四十九年度の研究報告の中ですでに地方財政の財源の問題が今後非常に厳し

くなるという予測結果を私も出してまして、このままですと交付税制度は抜本的に改革せざるを得なくなる——交付税率の改正はもちろんで、それ以上の改革が必要になるという認識を持っていたわけ、いまだに暫定措置に甘んじなければならぬ状況は、実は皆さん方同様、あるいはそれ以上に私自身も立ちを感じているといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○和田(一)委員 次に、米原先生にお伺ひいたします。この問題とちよつと外れるかも知れませんが、私も、大平総理が田園都市構想というものを唱えておりました、各府県でこの田園都市構想に乗ったといひますが、いろいろな構想を発表しております。自治省でも建設省でも国土庁でもいろいろ出ておりますけれども、いずれにしても地方が仕事をしてくるには変わりがなくないわけでございます。それだけに財政需要も必要になってまいります。国、県の政策そのものを今度地方が一生懸命やっていくという形になっていくわけですね。当然、権限の委譲等も必要になってまいりますが、そういう田園都市構想、実態はまだはっきりわかりませんが、しかし、先生方のお考への中からそういうことも加味した上で地方交付税制度がこれでいいのかどうか、もう一つは地方財政はどうかあるべきか、その点について、大変大きな意味でもいと思ひますけれども、御意見を伺いたいと思ひます。

○米原参考人 お答え申し上げます。先ほど来申し上げましたことでございますが、人口配分という点について、現在東京、大阪を中心とした大都市圏に昭和三十年代の半ばごろから急激に大量の人口が流入してきて急膨張してきた。そのためにいろいろな過密、公害、それからまた人口増に伴う公共施設の不足というふうなことが出てきていくように思ひます。そういうふうな人口を分散することが必要なことではないかと思ひます。田園

都市構想というものも十分には勉強はしておりませんけれども、もしそういうかっこうで地方都市が育ち、そこで人間性豊かな生活ができるようになるなら非常にいいことではないかと思っております。

実は私、昨年一年間アメリカに行っておりまして、この二月末に日本に帰ってきたばかりでございますけれども、広大な面積を持っておりますアメリカの場合の都市といふのは、非常に伸び伸びとしたといいますかゆとりのある都市づくりが行われておるように思います。わが国では面積が狭いわけでございますからアメリカのようなまねはできないかと思ひますが、少しでも空間的ゆとりのある生活をとにかくになれば、地方に場所を求めるしかならないのではなからうかと思っております。それにつきましては、やはり国の努力も必要でありますとともに、地方自身が自分たちの地域は自分たちで築き上げるんだという地方自治の意識に目覚めて、その方向に向かって努力することが必要なことであらう、このように考えております。

以上でございます。

○和田(一)委員 実は財政面でお答え願ひたかつたのですけれども、時間がございせんので、また次の機会にしたいと思ひます。

次に、高橋先生にお尋ねいたします。

先生も、先ほどは全体的な抜本的な改革、そして地方の自主財源の拡充だとおっしゃいました。いわゆる国と地方の税源配分でよく議論になりますけれども、これは正確な数字はいまちょっと持っておりませんが、大体国税収入が三分の二で、そして三分の一が地方の収入である、しかし仕事は逆になって、地方が三分の二をやる、こういう形になっておりますけれども、現段階においてこの三分の一と三分の二が逆な形でずつと推移しておる。そこでやはり権限問題も出てまいりますし、それから最近特に交付税で措置するということとで各省庁がいろいろな仕事を押しつけるわけですが、これは最終的には自治省がまとめて地方財政計画

に盛り込みはいたしますけれども、とにかく法的にも何もないという形で、たとえば一万円かかるところを五千円くらいしか措置してもらつてない、あと五千円は全部地方で負担するという形になってまいります。いわゆる超過負担も出てまいります。そういう点で、国と地方の現段階においての配分問題について先生の御意見を伺ひたいと思ひます。

○高橋参考人 第二の御質問にお答えします。

恐らくその基本には、日本特有の国と地方の事務配分の関係といふのがあつて思ひます。私はこれを縦型と呼んでゐるのでありますけれども、要するに権限と財源をそれぞれ中央官庁が持つて、それもワンガバメントならまだわかるのであります。が、複数でガバメントでありまして、各省庁、しかもその各局各課の各課がそれぞれの権限を持つて、それがいまお話しのように委任事務あるいはそれに類似したメカニズムを使って地方に仕事を押しつける。こういう関係を少しづつ横型の配分、つまり理想から言へば一つの機能は一つの政府がやるという、たとえば対人的な社会サービスといふものは市町村がやるというふうに、地方でも配分の関係を変えなければなりません。が、ましてや国と地方の関係においても、端的に言へば、そういう横型の配分をこれから日本でどういうふうにつくつていくかといふのが一番大きな課題だと思ひます。ただ、これははっきり言ひますと、明治百年来の大課題に挑戦するといふことであります。たとへば、恐らくこの委員会もそれを主張されておると思ひますが、特定補助金の整理が何であんなに進まぬのかといふことも象徴されておりました。私はこれをともかくブロッカ化にして、いまメニュー化といふことが言われておりますが、各省庁合はせるなんといふことは、いまの行政制度を前提にすればちよつと無理ですから、少なくとも各省でそれをブロッカ化して地方に交付する、こういう改革をやはり一つずつやっていかざるを得ないというのが私の考え方でありま。

それから、財源配分の問題であります。これは先ほどお話しのように三分の二と三分の一の関係でありまして、使う方がそれは逆転している。世界に冠たる再配分の国であります。ただ、これもやや日本の特殊事情がありますので、先ほど申しましたように、それなら初めから全部地方に三分の二をしてスウェーデン型の地方責任型に変えろといふ一つの主張も出てくるかと思ひますが、やはり再配分といふものが日本ではどうしても重要な機能として残りますので、先ほどの機能配分と全部がかわり合ひになつてまいりますから、結局中央からの交付をいかにブロッカで、つまりいまの交付税のような形で交付していくか。端的に言へば、交付税はこれで、細かい制度については問題はありますけれども、結局補助金をどうブロッカ化して、そうしてそのプライオリティーを地方政府に任せる、こういう制度にどうやって進んでいくかといふことが一つと、それにしまして、なおこれは地方財源の強化の必要、その辺はどの辺が自主財源を引き上げるめになるかどうかといふところはなかなかむづかしいところでありま。すけれども、これは現在の三分の一をかなり高い水準に高めていかなければならぬ。それと、いまの財源の配分と組み合わせる。それを私はミドルウェー、中間型の日本のモデルといふふうに申し上げたわけでありま。す。だから、その問題は突破口をどういふふうに関いていくかといふことが一つの課題かといふふうに思ひます。

それから、和田委員の御質問にはなかつたわけでありま。す。先ほど来細谷委員からもあるいは和田委員の深谷さんへの御質問にもかかわること、ちよつと失礼かと思ひますけれども、おまえたちは何でつぎ交付税を引き上げろといふことを言わぬのかといふことだと思ひます。これは法律論から言へばそうだとしうに私も申し上げてゐるわけで、そうすればここで拍手喝采を受けることになるわけでありま。す。が、やはり財政論といふのは費用負担といふ問題をどう見るかといふことで、私はいまの日本の財政の状況といふも

のを非常に深刻な事態だといふふうにと認識しているわけでありま。す。つまり、ある種の税負担の引き上げがなければ、これは端的に言えばインフレの選択、それは相当近いといふある意味の私なりの危機感を持っておりますので、細谷委員を初め皆さんの御主張は非常によく理解いたします。いたしませうけれども、他方でそういう非常に重みといふようなものを心の中に持つものでありますから、その点で、お答えについて非常に歯切れの悪さが残るといふことを何とぞ御理解いただきたく思ひます。

以上です。

○和田(一)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○中山(利)委員長代理 次に、永末英一君。

○永末委員 深谷先生にまずお伺ひしたいのですが、先ほど地方財政の問題点で、景気調整能力とでも申すものをもつと持たせるようにしたかどうかといふような御意見があつたと思ひますが、私はその地方団体が、いろいろ地方団体もございませうけれども、その自分の区域内における景気調整能力があるだろうか、つまり、ないところ、きわめてむづかしい、地方住民がその地方団体に期待してゐる能力と、それから地方団体が地方住民に与えるものとの離れがありまして、何ともならぬ。景気対策、景気調整能力といふのはひつくり返しますとまた物価対策ともなりま。す。が、その二つにおいて現在の制度上地方団体はほとんど無能力に近い。ただ、不況になりました場合にそれに対応策をとれといふことでいろいろやる、しかし、その場合には必ずしも言つてもいいほど中央政府の予算措置が講ぜられて、その受け手としての地方団体の機能が動き出すといふことであつて、地方団体独自の景気調整能力といふものはない。もしそれを持てるならば、地方選挙が半分終わりましたけれども、もつと地方団体が生き生きとしてくるのではないか、そう思つておりましたので、いまの景気調整能力を持たせたらどうかといふ御意見、もう少しお聞かせ願へるとありが

たいのです。

○深谷参考人 私は地方団体に景気調整能力そのものを持たせたらどうかという意見を言った覚えは実はありません。

現実問題として景気調整を有効にするためには、全体としての地方財政の動向がそれに協力的に動いてくれないと有効たり得ない、それには一体どうしたらいいのか。もともと小さな地域団体が自分の地域の景気を浮揚しようとしているいろいろなことをやりましても、その効果が外へ漏れていく部分が非常に大きいわけで、地域団体そのものが自分の地域の景気を有効にコントロールできると思つたらやはりそれは間違ひであらうと思ふのです。むしろ国全体の景気をうまくコントロールすることによってその地域の景気も安定化するということを本来求めるべきであつて、もちろんその中には地域によって景気の濃淡の差がありますから、どうしても地域経済対策的なところも入つてきて、ある程度は地方団体も自分の地域についての景気をいろいろめんどろを見なければならぬといふことは事実でありますけれども、しかし、大筋としては景気調整は最終的には国の責任だろふと思ふわけです。しかしその景気調整をやる際に、また地方財政にその協力を求める際にいろいろな点で現在の制度上は問題があるといふふうに申しわけです。

要は、地方団体の自主的、合理的、計画的な財政運営を損なわない形で、それと両立する形で景気調整に対する協力が可能になるようにいろいろ制度的な工夫をしてほしいといふふうに申しわけです。

まず第一の問題は、地方団体の財源が、交付税も含めまして景気に非常に感応的だといふことは、それ自体が非常にまずいといふことで、これを何とかできないだろうか。それから、でき得るならばカウンタシンクリカルにやはり地方団体の蔵出も動き得るように、地方が喜んでそういうふうには動き得るように制度的な工夫も設けてほしい、そういうふうには申しわけであります。

昭和五十四年四月十日

○永末委員 これはお三人の方に聞きたいのです。国が赤字になつてまいりますと国債発行をやつてゐる。同じようなアイデアで地方団体が赤字の一部分を地方債で賄おうとしてゐる。しかし、そのある部分を資金運用部でやつてゐる。もしこの資金運用部だけのことを考えれば、その半分を国庫負担をやつて、あとの半分はいずれ——大体地方団体の赤字が積み重なりますと、最後は国で処置してゐるのが戦後の例でございまして。だとしたら、その部分ぐらひは交付税率を上げたかどうか。ごまかしです。つまり制度を変えるのがいやだから交付税率を上げない。しかし、結局最終的に国の一般会計で賄うということなら、初めからその部分だけ上げるといふのがぼくは本当じゃないかと思ふ。

これが一点と、もう一つは、民間資金ということとで、繰越債というので地方団体はそれぞれ自分の公庫にしているような地方銀行へ向けて地方債を押しつけるわけですね。ところが、国債の場合には結局日銀のオペレーションがありますから、銀行としては御用金のように割り付けられてしまつても、もう一遍自分の資金に変わるものであるといふ觀念で受け取る。地方債は変わりようがないわけですね。だから、いまのような政策を続けていくとしますと、その地方銀行は困るわけでありまして、資金が寝てしまひまして、何にも変わらぬ。したがつて、こんな政策をもつと続けていけばまことに行き詰まらざるを得ない。銀行の方が音を上げてしまふときがもう来ておるのではないかと思ふますが、この二点について三先生の御意見を承りたいと思ふのです。

○高橋参考人 では、僭越ですが私から。永末委員の最初の御意見であります。私は余り法律論は詳しくないのですけれども、逆手をとりまして、もうすでに現在でもある程度の交付税率の引き上げがあるわけでありまして、交付税の計算上の、四兆一千億は算定上正しいとすれば、これを全部カバーするということになりますと私の計算では多分五十何%くらいにならうかと思ふ

ますが、そこまではいかなくても、一般財源を繰り上げてゐる分はすでにかなり、三二プラスアルファがありますから、逆手をとりまして、たとえば何%がいいか知りませんが、その何%を引き上げる、政府の方が暫定であれば交付税も暫定的にある特定の間、すでにある程度積み上げていますから、その部分を引上げるという法的措置をとるのも一つのアイデアだと思ふますが、法理論としてどういふことになるのか、ちよつと私これは一つのアイデアとして申し上げたということとであります。

それから地方債の問題は、確かに御指摘のように非常に重要な問題であります。特に、わが国の地方団体と一口に申ししましても、財政規模あるいは財政力、起債能力といふものが違ひますから、一口に議論できないわけでありまして、端的に言へば、公債債を募集し得る能力を持つてゐる団体と、マーケットではとても募集し得ないような団体、まだその中間の形もあると思ふすけれども、その二つに分けて議論をしないと、なかなかマクロに議論しにくい点があると思ふます。

前者の点につきましては、私はもととかなり自由化論者でありまして、前者の起債力のあるところについてはもっと自由化したい、ただ、日本の公社債市場のメカニズムは、御案内のように統制機構でありますから、外国のようにある団体がどんな起債をして消化能力がないとかいふことになればその地方債は暴落してプライスマカニズムから起債ができないうことがなかなか働きませんので、漸次そういう方向に行つていまして、そこでチェックがかかるという形に持つていつた方が本望だと思ふます。そういう意味では起債力のあるところは公債債を少し活用して、むしろそれは自由化の方向で、プライスマカニズムでチェックがかかるというようになことを考えたらいと思ふのです。

他方、数から言へばそういう能力を持たない団体の方がむしろ非常に多いわけでありまして、これをどうするかということになるわけでありま

す。ここでは、いままでもやられてゐますように資金運用部資金を活用してなるべく良質な資金をそういうむしろ弱いところに重点的に振り向けるの

が一つかと思ふます。それから、これは先ほど来どなたかの御意見にありましたように、結局、地方金融公庫、これは仮称ですが、こういうものによつてそういうところにかつて資金を取り入れる、こういう機関を拡充するという方式しか現実にはなからうと思ふております。その場合には、そういう団体に対するある種のコントロールは性格上やむを得ませんけれども、それもなるべく枠配分にして余り細かい行政上の統制は私は避けた方がいいと思ふので

す。それから、前者の点でもう一つ言わせていただければ、地方債について、公債債ですね、日本銀行の扱いをどうするかという問題が一つあると思ふのです。これは恐らく、望ましいのは国債に準じた扱いの方向で公債地方債については考えていく。ただ、これは全体の金融政策とかかわり合ひがありますけれども、地方団体側からすればむしろそういう方向を積極的に推進すべきだ、こういうふうには考へるわけですね。十分お答えになつたかどうかはわかりませんが、以上で終わります。

○米原参考人 お答え申し上げます。まず第一点の交付税率を引き上げるべきか否かというお話でございまして、非常にむずかしい問題でございまして、先ほど来現在の交付税及び譲与税配付金特別会計での借り入れは暫定措置として一応評価できるといふ御意見、ほかの先生方もおっしゃられたわけですが、私も同様でございまして、少し大胆な発言になるかと思ひますが、私はここ数年のうちに多分増税が行われ、それによつて交付税財源も充実されるだらうと思つておるわけにございまして。それまでの期間、いまの交付税及び譲与税配付金特別会計での借り入れが臨時的措置としてとられる、そのように理

解いたしますと、いまここで交付税率を引き上げて、また税源拡充が行われ増税が行われた時点で交付税率を下げるというの若干きくしくしたことになるのではなからうか。ですから、ここ数年のうちに増税等によって交付税財源が充実されることを期待しながら、現在は交付税率を引き上げなくてもよろしいのではなからうかと思っております。

それから第二点でございますが、永末先生おっしゃられたとおり、地方銀行等におきましてその貸出資金の大部分が地方債の引き受けに回ってしまふということはゆゆしき問題であると思ひます。先ほど来申し上げておりますように、やはりこういう事態を解決するためには地方団体金融公庫的なものをつくって、そこで地方債資金を引き受けるということが必要なことではなからうかと思っております。

それから、できれば地方債そのものに市場流通性を持たせるような努力もなされるべきではないかと思っております。これは地方団体の信用いかんにかかわることと思ひますが、今後は地方団体も健全財政を貫きまして、地方債を買って大丈夫だ、ニューヨークのようなことにはならないということを一般の国民及び金融機関その他資金を持つております団体が認識すれば少しは問題の解決に役立つのではないかと思っております。

以上でございます。

○深谷参考人 交付税率の件ですが、先ほど来われわれも交付税率を引き上げることに対しては非常に歯切れが悪いという皆さんの御指摘があり、それがなぜそういうことになるのかという理由の説明は高橋先生の御説明などからは御理解いただいたのではないかと思ひますが、要するに、交付税率も一たんたとえ引き上げますと、それはまたそれで長期に維持されるべきものになるわけですから、現時点で確かに財源が不足である。それを埋め合わせるための機械的な交付税率の算定をすれば、幾らになるというのは計算は可能でしょうけれども、しかし、来年、再来年あるいは数年先、

その交付税率が果たして適当なのかどうか、だれもはつきりした見解を持っていない。そういう段階において、一体交付税率の当面の引き上げに力を注ぐべきなのか、それとも抜本的な制度の改革にできるだけの精力を傾注していくべきなのか、そういう戦術的な考えの分かれる点があると思ひます。私はやはり抜本的な改正が一日も早く行われるようにそちらの方へ皆さんの努力を集中していただきたいというふうに実は考えておるわけですから、こういった交付税率のあり方の問題が、予算あるいは財源確保という形だけではないものところ盛んに議論されないというのは実は非常に残念なこととして、もっと予算の時期を離れて抜本的に地方の財政制度はどうあるべきなんだということとを、当面の問題は別として、根本から考え直すような討論の場が設置されてしかるべきだと私は思っております。私、地方制度調査会などの答申を読んでおりますけれども、その中でもなかなかあるべき姿、きちっとしたシステムを考えると、う姿勢が貫かれていないわけですね。ぜひ皆さん方も今後そういう方向でできるだけ、一日も早く地方財政のあるべき姿に基づいた原理原則にかなったシステムの設計ということを真剣に考えていただきたいというふうに私はこの場で要望しておきたいと思ひます。

それから繰越債償還のことについてですが、これは高橋先生から非常に明快な御説明がありまして、私も全く意見を同じにしておりますので、時間の節約もあり、省略させていただきます。

○永末委員 高橋先生、先ほど各省庁がいろいろな補助金を出しているが、これを全部はいかぬが、ブロック別にブロック化してやつたらどうか。われわれ民社党も実はそういう考え方を持っております。補助金を一つ一つとりますと、それぞれ故事来歴がございます。しかし、統計的に、また年度を通じて、各年度歴史的に見ますと、大体ある一定の分量が流れておる。結局、補助金総額というものを大蔵省が押さえますからそうなるわけですから、しかし、そう変わないのだった

ら、その程度の額を第二交付税なら第二交付税としてやつたらどうかと思ふ。

もう一つの問題は、財政の話はこうやっていろいろ細かく計算がやられますけれども、行政調査というものはちやっとも日本では進んでいない。アメリカの自治体では、会社と比べて行政機関が一体能力が上がつているのか上がっておらぬのかというのを調べるために行政調査というものが発達している。私はそのことをいまいやれと言っているのではない。私はそのことをいまいやれと言っているのではなくて、補助金の一番の悪さというのは、補助金項目を立てればそれをもたらすための仕事をできるものができる。中央官庁と地方団体の両方にできるわけですね。したがって、もしこれを第二交付税でやれば非常に行政能力が上がり、人員の問題につきましても縮小できる。何とか第二交付税みたいなものを、つまり補助金、交付金等を一括してばっとやれるようなことを考えられないか。行政改革と相まって民社党は考えておるのですが、もう少し詳しく御意見を承っておきたいと思ひます。

○高橋参考人 先ほど一般的なことを申し上げたわけですが、私も役所の機構というものについては全く不案内でありまして、そういう本の中といひますか、書斎の中で考えておることです。これは私思ひつきましたのは、イギリスの国庫補助金がいまから十五年くらい前までは大体九割が特定補助金で、一割が一般補助金で、日本の交付税だったわけですが、それを一九五八年から大転換をしまして、いまはその比重が全く逆転してあるわけでありまして、特定補助金が一割でブロック補助金が九割。それで、そういうことは私もかねてから主張していたことなんです。

なぜイギリスでできて日本でできないかということいろいろ考えてみたわけですが、これはいろいろなことがあると思ひますが、結局は日本のビュロクラシーの問題にぶつかるといふことになるわけですね。それは、先ほど申しましたように、統制と介入と、それから今度は逆に地方の

側の依存、これはやはりメダルの両面でありまして、そういう一つのメカニズムをつくっているわけですね。このメカニズム自体が崩れていかなければ、それはまあ明治百年の蓄積でありまして、きょうあすにどうこうというわけにはなかなかいかないと思ふのですけれども、一つはやはり、これはイギリスの例で言ひますと、内閣総理大臣の一つの大きな決断だと思ひます。それだけの体制が日本にないと言われればそれまでですけれども、内閣がそういう方針をきちんと出すということがこの問題を進める大前提でありまして、私どもがここで大きな声を出してみても、これは本当にか細い声でありまして、ぼくは繰り返し言うことだと思ひます。そうしないと改革は進みませんから。

それから、一つそういう点で、これは本当に具體策いかにということになると、私どもの議論はもともと抽象的でありまして、個々の問題は、特に地方団体の方から、こういうのでは困る、地方財政というのは総合性、現場性というものがあるから、こういう細かいのが、同じ省のしかも同じ課から出先へ流してきて、例は悪いのですけれども、一方であぜ道をつくれと言ひ、一方であぜ道を取っ払えというようになつて交付されるのでは困るというようなことを少し勇氣を持つて発言するということがないと、どうも進まないんじゃないかと思ふわけです。

それから第二点の、地方行政の経営的な改革という点は、私はこれから相当重視しなければならぬ点だと思ひます。つまり、経営といふと、減量経営だけが強調されまして、人件費とか人員を削るというような話だけが先に進んでくるわけでありまして、まあ必要ならば、それもやらなければならぬことだと私は思ひますが、もう少し政策的な経営という点で少し視野を広げていく必要があると思ふのです。恐らく、それがなかなか日本に進まない一つの理由は、アカウンタビリティーといひますか、住民の負担とサービスとはなかなか直結していないということと、それから

地方自治体の財政的な当事者能力というものが非常に欠如している。それが悪いという意味で申し上げるわけではないのですけれども、小さな団体だとやはり九割くらいはいろんな——つまり自主財源は割ぐらいで、あとの九割は何らかの形で国から補てんせざるを得ないという形になります。そういうところは、国から来る金は供給コストはゼロですから、多々ますます弁ずるということになりまして、およそ経営というような視角にのりていくという側面があつて、それが日本てこういう経営的な改革がうまくいかなければいけません。そういう視角というものがなかなか導入されないという一つの根拠になつてゐるんじゃないか。やはり、自治体の財政上の当事者能力というものを少し与えて、それで計画——このごろ盛んに長期計画をつくれということも自治省なども指導されているようですけれども、当事者能力のないところに本当の計画というのがあるんだろ。しかも財源についてはみんなあてがいがあつてあります。だから、その辺は改革と絡まないで、どうも経営というのとは大抵みんな減量経営になつて、自治体自身から一歩踏み込んでいく政策経営に進まないんじゃないかという感じを持つてゐるわけでありまして。

以上であります。

○永末委員 補助金というのは、やはり中央政府の地方自治体に対する支配のひもでございまして、民社党内閣でもできた、これは決心してやります。

先ほどの質問の中で、補助金と交付金を一括してと言つたような気がしますが、それは補助金と負担金というものの誤りでございまして、訂正いたします。どうもありがとうございます。

○中山(利)委員長代理 次に、三谷秀治君。

○三谷委員 きょうは御苦労さまでございます。先ほどからいろいろ承つておりました、私、一つの疑問は、この交付税の問題というのは、基本的に言えば、憲法に定めます地方自治の本旨に基づいて、そして地税法、地交法の規定に照らして

地方財政自主権を擁護する観点の中で地方交付税はどうあるべきかという性質のものだろうと思ひます。

〔中山(利)委員長代理退席、委員長着席〕

ここが基本だろうと私は思つております。そこで、その点からいいますと、先ほどからお聞きしますと、国の財政問題が出て、増税というふうな問題が言われておりますが、私も増税とかなんとかいう問題、いわば政策選択の問題ですね。この地方財政の問題というのは、国の政策選択の問題以前の問題であつて、これは憲法で決められました地方自治の本旨に基づいて財源の保障をすべきものであるし、国がたとえ軍備の増強に金を使つたり、あるいは不急の事業に金を使つたり、歳入から申しますと、不正税制が維持されるとき、そういう論議を別にしまして、そういう政策手段以前の問題として地方財政は確保されなくちゃいけません。そして、その自主権というものを擁護される必要があるというふうに思つております。

そういう点から申しますと、どうも先ほどからおつしやつてゐるのを聞いていますと、自治省が言つてゐる、要するに政治的な見地のようなものが非常に濃厚なものですから、私も、もう少しこれはそういう原則に立つた学問的な見地というものをお聞きしたいと思つておつたわけです。

そういう点から申しますと、たとえば米原先生がおつしやつてゐました点で一つお尋ねしますが、大都市需要の算定不足という問題は、いまだかなり各地で問題化しております。それで、東京にしましても大阪にしましても、財政需要が十分見込まれていないという点が指摘されております。たとえば、これは自治省の基準財政需要額及び基準財政収入額の推移についてという統計を見まして、団体別の基準財政需要額の推移が、都市の構成比ですと、これが二十九年度の二・三・九%から五十一年度の二・一・〇%、こういう推移を示しておりますが、大都市におきましては二十九年度の一・〇・四%から一・二・一%と伸びが非常に少ないため

に、大都市におきまして財政上のいろいろな需要というものが十分に反映していない。これは人口急増補正だとか都市圏補正だとか事業費補正を行つておりますけれども、なおこれが足りなくて、たとえば東京都などは不交付団体ですけれども、本来言いますと、二千数百億円の交付税があつてしまふべきだという計算も出ております。それから大阪などにおきましても算入不足がありまして、これが非常に問題化してきておりますけれども、その辺を見ますと、何か大都市の方は非常に潤沢に交付税の配分がなされておつて、中小都市は行政水準が非常に低いというのか、需要の算入が少なくて、そういうふうな御意見でありました。その点はどういうふうに統計などで割り出していらつしやるのでしょうか。

○米原参考人 お答え申し上げます。まず最初に、地方財政というのは国の政策以前の問題ではないのかというお話がございまして、その点について私の感想を若干述べさせていただきます。

確かに、地方自治というものを非常に純粹に突き詰めて考えてまいりますと、国の施策とは独立に、各地方団体が自由に課税権を持ち支出権を持つて、それぞれの団体が国の指揮監督を排除しながらの財政運営を行つていくというのが純粹に見た地方自治であらうかと思ひます。

ところが、わが国の制度を見てまいりますと、特に地方財政におきましては、地方財源はもっぱら国の手で保障するというような考え方がいろいろなところに出てまいるわけでございます。国の手で保障するというようなことを國の方で言い、それをもとにして地方財政が運営されていくということになりますと、やはり國の財政がどうなつてゐるのかと、今後國がどういふような施策を地方に対してとるのかといううなことを考えながら交付税の問題も考えなければいけないのではないかならうかと思つて、これまでそのような意見陳述や答弁をしてまいつたわけでございます。

それから第二点、大都市需要の算定不足の問題でございますが、私が申しておりますのは、容容補正という補正係数がございまして、この補正係数は大都市ほど高い財政需要を見込むように補正をしていておるわけでございます。この大都市ほど高い補正をしていくということは、大都市の方が高い行政水準を確保する必要があるから高い経費を見込んでいくということになつてゐるのではないかと私は解釈しておるわけでございます。そういういたしますと、大都市だから行政水準は高くあるべきだ、田舎だから行政水準は低くあるべきだという思想になつていくことになりまして、このような不公平というのは望ましくないのではないのかということを申し上げたわけでございます。

それから、大都市需要の算定不足という問題につきましますと、これはまた範圍が広がつてまいりまして、先ほど私は小、中、高等学校というところまで申し上げたわけでございますが、現在のところまだ人口増加と申します、小、中、高の生徒児童の増加によりまして新しい学校をどんどんつくらないといけないというような事情に大都市圏は迫り込まれておりますけれども、そういうものについては基準財政需要額への算入というのは、三谷先生のお考えのようにやはり不足しておるのではないのかというふうに思つております。

突き詰めて考えますと、交付税というのはどうしても地方と都市との金の奪い合いといううな性格をある程度持つておるわけでございます。それで、地方都市に行きますと、どうしてうちの基準財政需要はこんなに少ないのだからかと、私、大阪府下の市町村にもときどき参るわけでございますが、堺市に参りましたも、どうしてうちがこれだけの大きな都市でありながら大阪市や東京都に比べて補正係数がこれだけ低いのだろうかというところをおつしやられますし、さらにまた南の泉南の方にへ行けば、いや、うちの方はどうしてこんなに基準財政需要の補正係数が低いのだろうかといううなことをおつしやられます。それで、大阪府の地方課などへ行きますと、交付税に対する要

望としては、府下の各都市は補正係数については同じような取り扱いをしてほしい、大都市並みの取り扱いをしてほしいという御意見が出てくるわけではあります。一体どちらが冷遇されているのかというのは非常にむずかしいと思います。一体何を基準にして判断するのか。公平とは一体何なのか。先ほども道路とかごみの例を挙げましたけれども、それぞれの行政項目について一体どうなれば公平であるのかという判断はむずかしいと思います。ただ、態容補正という形で大都市だからという理由でほんぶん高い経費をつけていくというのは一概に余り賛成できないということをお願いいたします。

以上でございます。

○三谷委員 大都市の需要も産業基盤整備事業と生活関連事業につきましてはもう補正の仕方が変わっておりますから、これも大都市と中小都市との対比というだけでは済まない複雑性を持っておりまして、これは非常にめんどうなことです。

そこで、高橋先生の論文の中で、交付税の内部構造の複雑性を指摘されて簡素化すべきだという御意見、これは「地方交付税と財政調整」という表題の文章で拝見しましたが、これについて具体的な何か試案のようなものをお持ちでしょうか。

○高橋参考人 三谷委員からの御質問で、第一点の法律論であります。私は法律論からすれば三谷委員のおっしゃることは正論だと思います。ただ、私どもの観点は、費用負担とか日本全体の財政というのを自分の業としておりますので、先ほど来繰り返すようなお答えになるわけではあります。

それから、第二点の問題であります。大都市の高度ということの意味でありますけれども、そのレベルが高いというのではなくて、これは標準的な行政に対応しなければならぬわけですから、たとえば消防であれば都市構造からいって、高級なバスとか化学何とか車とか、あと詳しくいことは知りませんが、そういうものは都市

市には必要なのであります。農村に同じようなものは都市の態容からいって必要としないわけでありまして。その高度ということの中身の個々の解釈、私は都市が任意的な行政をやったり、そういうものに對しても国でめんどうを見ろということをやっているわけではあります。

それから、交付税のあるべき姿、たとえば社会資本のストックが不足しているというふうなところを引上げるといふふうなことも、これも最近投資的経費については、十分かどうかはわかりませんが、交付税に入り込んでおります。私どもは余りそういう措置は感心しないという方ですけれども、それから、人口急増対策等についてもかなり補正が進んでおります。

そこで、三谷委員の御質問の簡素化の問題でございます。これはかなりいまの方式を改革していかないと非常にむずかしいと思っております。現在でも投資的経費と経常経費とは一応分けてやるといふことになっておりますが、私の前提は、これはやはり通常の経費についてやってみようということがあります。一つの前提であります。

そこで、先ほど来ちょっと申し上げたわけですが、これはちょっと技術的な細かいことになりましたが、イギリスでやっております実績をもとにした回帰方程式といふことが回帰分析の手法を使いまして幾つかモデルをつくるわけでありまして、つまりいまで言う測定単位をもう少し簡素化をして、そしてそれに見合う、日本でやっている補正係数と申しますか、そういうものを割り掛ける、こういうことを考えているわけでありまして、ただ、これを日本に入れる場合にはやはりいろいろ技術的に非常にむずかしい問題がありますので、一応そういう——ちょっとまだ研究自身が進行中なものですから、それでやってみたら日本の場合はどうなるかといふことがはっきり言えないのですが、どうも余り単純な指標、つまりモデルの設定を若干複雑にしなければならぬと私は思いますが、それをきちんとつくればもう少しいいわゆる測定単位を簡素化しても、いま要するに民主主義

の世の中ですからいろいろな要求がある。そして、先ほどの公明党の委員の方からの御指摘のように、外部的要因で制度が変わったならば必ず交付税に響くようになっていくので、これが一層この制度を複雑化している原因にもなっていると思うので、これをやってみるとわりあい単純な方法でもそれはどういふの算定とそう変わらない結果が出るんじゃないか。ちょっと多様にやらないとやはり日本のいろいろな各層の圧力に満足しないというふうなことが、ちょっと表現は悪いですが、大衆民主主義と申しますか、そういうものが制度を複雑化しているという側面も否定できないように思うわけではあります。

十分お答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○三谷委員 私はこの交付税というものが、調整機能を通じて、住民のための地方自治を促進して住民の生活と権利を守るといふ要素を持つものだと思いますが、いまの交付税が、元来これは自主財源、一般財源であります。これが特定財源化している。これは極端な例を申し上げます、この交付税の中から包括算入分を地方債に移しまして、あるいは建設地方債に移管をしたりしまして、当然国が保障すべき財政を借金に振りかえてしまつて、しかも特定財源化が進むというふうな状況ですね。こういう状態はかなり深刻になつてきておりますが、これについてはどうお考えでしょうか。特に事業費補正なんというものは結局開発事業の後追いになりますから、開発の後追いというところで一般財源というよりも特定財源的な性格を強めてきているという点を私どもは大変不満に思っておりますが、その点どうお考えでしょうか。

それからもう一つは標準団体ですね。標準団体が昭和二十五年にできまして、十萬の市、百七十七萬の府県になっておりますが、これは当時の市や府県の規模とは根本的に違つておりますし、高度経済成長を通じて都市あたりのいろいろな条件も変化してきています。ですから、十萬とか百七十

万という標準団体自体が財政需要を捕捉する点から言ひまして非常に困難性を持っているのではないかと。ですから、大きな府県、たとえば東京、大阪なんかそうですが、五百萬とか三百万とか程度以上の府県を一つの標準団体とする。それから市の方も十萬という市は非常に少なくなりました。しかもこれは農村的な要素が強いわけですから、もう少し分けまして具体的に割り出しがでやすくなるというところが必要ではないかと思つておりますが、この点はどうかお考えでしょうか。

○高橋参考人 二点あったと思いますが、私もいまの三谷さんの御指摘の点を痛感しているわけですが、これが結局、やや言い過ぎかと思ひますけれども、日本の地方財政制度が私に言わせれば三點セットと申します。まず補助金が最初にあつて、それからその裏の負担を交付税や地方税つまり一般財源で見る、それから多々あつて、用地等は起債で見る、これが一つの事業に関して一つのセットになっているという関係からきているところがありあふ多いと思うのです。つまり、初めに補助金ありきでありまして、つまり特定の事業をやるといふことになりまして、どうして地方が裏を持たなければならぬと、裏が地方税だけじゃ持たない。地方税だけでは持ち切れぬからその事業に對するようには交付税を交付しなければいかぬ。そのために交付税の特定財源化といひますか、そういう事業に見合つて交付税を算定するといふようなことになつていくのではないかと、やや図式的に言ひます。それで、それが決まればそれに應じて用地等の財源を地方債で見、その枠を充當率をどうするかという問題もありますけれども、そういう三點セット構造から——この表現は余り適切じゃないと思ひますけれども、先ほど永末委員からの御質問もあつたように、やはりこの補助金のところに話が返るようなことになるわけではあります。

それで、私も、そういう社会資本のおくれたようなところ、そのストックの引き上げをするため、やはりかなり財源のかさ上げ措置をとるとい

うことの必要性は十分認めるわけでありすが、その点をもう少し合理的な方法といいますが、あるいは地方団体の自主性なりプライオリティーを發揮できるような方法を考えてみるべきではないかというふうに思います。

それから第二点は、私も先ほどの公述で申し上げたところでありまして、やはり十萬と百七十萬というのは端的に言いますと時代おくれという感じがいたします。やはり補正で幾ら積み上げましても、量というものはある時点で質に転化するといふ法則がありますので、いまの条件を少しあわせて考えてみる必要がある。それは、同時に補正方式の簡素化というものとも絡んで考えていかなければならぬというふうに考えます。

○三谷委員 どうもありがとうございます。時間です。

○松野委員長 次に、加地和君。

○加地委員 まず深谷先生にお尋ねをしたいのですが、先ほどから交付税率のアップ問題について、そののみでは考えられない、いまや国、地方の財政を抜本的に改めなければならぬ時期に来ておる、こういうぐあいに相当力点を置いて御発言なさっておりますのですが、時間が限られてはおりますけれども、十分ぐらいでこの地方財政制度に絡めて、先生がいままで御研究になっておる、力点を置いておられる点についてちょっとまた教えていただけないでしょうか。

○深谷参考人 抜本的な改革について私の考えを十分ぐらいで述べようという事なんですが、地方財政の財源制度については先ほど二、三お話ししたもので、ここで繰り返すことは避けたいと思います。

全般的な問題として私が一番関心を抱いております問題は、もちろん税負担の絶対的な水準はどのくらいが適正とか、そういう問題がありますけれども、もう一つの問題としては、財政の資源配分機能と景気調整機能とをいかに調整するかという問題に私自身は一番の関心を持っているわけでありすが、これは地方財政についても触れまし

たけれども、実は問題は、国の財政にとっても同じことが言えてまして、景気調整に公共投資を使う。そうしますと、一体どういふ現象が起こるかと思

しますと、好況期が非常に長く続きますと、その間ずっと公共投資が抑制されてしまう。そのために社会資本不足が生ずる。逆に、もし不況期が長く続くとしますと、今度は、いまの状況ではそういうことはちょっと考えられませんが、そういう問題が公共投資をずっとやっていると、資源配分としては公共資本ストックが過大になる可能性がある。これは想像の上だけの話で現在ではそういう状況は余り考えられませんが、そういう問題があつて、それで景気調整に財政支出を使うのは問題ではないかという議論がしばしばあるわけだ。景気調整にはどちらかというと税を使うべきだという主張も中にはあるわけだ。しかし、現実的に問題を考えてみますと、やはり景気調整に財政支出の方を用いざるを得ない面が多々ございすが、その中で資源配分機能と景気調整を一体どう両立させていくのかということが問題になるわけだ。しかも、先ほどちょっと申し上げたけれども、景気調整にも失敗いたしますと、経済の計画その他が全部支障を来まして、資源配分自体も計画的に行っていくということが不可能になる。景気調整がうまくいってこそ初めて計画的、合理的な資源配分が可能になる。この点をよくわれわれは認識する必要がある。この点をよくわかったことを銘記した上で今後の財政制度のあり方を考えていきますと、長期あるいは中期の財政計画で中長期のあるべき財政の姿というのをきちんと明確化した上で、その中でそのときどきの事情に応じた景気調整政策をとっていく、その範囲を崩さないようにしていく、そういう配分が基本的に必要だろと思うわけだ。ですから、たとえば景気対策で公共投資を抑制しましたならば、それは長期の趨勢から言えば一時公共投資をする権利を預けたのだというふうにいたしまして、そして抑制する必要がなくなったときに、その預けた権利も含めて長期の趨勢に回復すべく財

政が行動できる、そういうったようなシステムの設計が今後望ましいというふうに基本的には私は考えているわけだ。

○加地委員 そうしますと、先生のお考えでは、先ほどおっしゃってありますように、いま交付税率をいじるというのは抜本的改正をおくらせようということにもなるので、むしろ望ましくないというふうな考えなのではないか。

○深谷参考人 交付税率をいまいじることが望ましいか望ましくないかという見方については、確かに意見が分かれると思ひます。いま交付税率を引き上げますと、それでまた当分推移してしまつて、かえつて抜本的な制度の改革がおくれないというところが考えられないわけではない。日本のいろいろな政治決定のメカニズムからいいますと、非常に困難に陥らないと抜本的ないろいろな改革というのが行われない。前もって事態を予測してそれに備えて基本的な制度の改革を考えると、西ドイツの経済安定成長法の成立の経緯なんかを見ますと、やはりきつかけは非常に困難な成長路線のシフトに伴う財源難が生じてきて、しかも地方府県の官公の給与が高過ぎるなどという問題の指摘まで行われた。状況はわりと似た状況にあつたわけだ。そういうった中で西ドイツはどういう対応をとったかという、安定成長促進法というのを準備いたしました。そして成長路線のシフトに合わせて、曲がりなりにもともかく中長期の計画的な財政運営と景気調整とを両立させるような努力を経済安定成長法という形で結実させているわけだ。そういうったような対応が日本の場合にどれだけのスムーズにできるのか。問題が深刻にならないとかなかなか手をつけられない、手をつけても暫定措置、暫定措置で糊塗していく傾向がある。そういう中で私は非常に危機感を持っているわけだ。交付税率そのものの問題も確かに重要な問題かもしれないけれども、できることなら、そういう西ドイツ並みといかないまでも、できるだけ早くこの委員会などもブッシュし

てそういう基本的な改革を進めるような努力の積み重ねをしていただきたいというのが私の希望でございます。

○加地委員 深谷先生が先ほどおっしゃいました中長期の財政計画を明確にして、公共投資なども民間投資が多いときと少ないときで抑制したり預けてあるものを返してもらったりと、こういうことはもっぱら国の方がやるべきことになってきて、地方の方が景気調整政策に協動的に動けるような制度でなければいかぬ、こういうことに地方の役割りとしては恐らくなつてくると思うのですけれども、そうした場合でもやはり現在の地方交付税法、これはナショナルミニマムをある程度保つていくという点でそれなりの意義はあると思ひますが、先生のお考えでは、地方交付税法は現在の形のままである程度微調整をしながら残していくべきものか、根本的にはこれは必要だといふお考えなんですか。

○深谷参考人 交付税率制度そのものが基本的に必要だといふことは私も認めております。ただ、いまのような交付税率制度ではやはりうまくいかない。たとえば交付税率が財源として非常に不安定だといふこと自体やはり問題だ。特に法人税、所得税、いわば交付税率の基礎になっている税が非常に景気感応的ですから、それを単年度、単年度の見積もり額に三二%掛けて交付税率にするというふうなやり方をやっていますと、どうしても景気変動の局面で地方の財源が不安定になつてしまふ。そういう傾向は否定できないわけだ。やはりそういうものを安定化させることが必要だ。一つはどのくらいの率が平均的に必要かという問題と、それからそれをどうやって中長期に安定的に維持するかということがもう一つ問題で、その安定的に維持するといふことの視点がこれまでの議論ではやや不足しているもので、私自身はそこをできるだけ強調したいというのが私の意見のいわば裏の事情です。

○加地委員 深谷先生いまおっしゃいました地方財源の安定という問題ですけれども、先生は先ほ

ど所得税、法人税には景気感応度が強い、これを単年度の税だけでいくと景気感応になってしまふ、数年度の平均などをとるべきじゃないかとおっしゃいましたが、具体的にどんな方法が考えられましようか。

○深谷参考人 これはやはり国も地方もあわせての中長期の財政計画の話になるかと思いますが、財政計画、経済計画を前提にしました中長期の路線というのが、もし計画ができますならそういうものが出てくるわけですね。それを前提にした個人所得なり法人所得、その趨勢線上での税額が幾らになるか、そういうような計算の仕方というのは考えられると思います。

○加地委員 それでは高橋先生にちょっとお尋ねしたいのですが、高橋先生はやはり大都市なんかの特長性を認めていくべきであるという御意見だったと思うのです。実際に私が持っておりますところの都道府県財政指数表、昭和四十六年版という、ちょっと古いのですけれども、大阪の方は人口一人当たり道府県税が三万四千四百一十円で、鹿児島の方が六千八百五十六円、そこへ交付税とか地方譲与税を足しますと、逆に鹿児島の方が三万一千四百二十三円で、大阪の方が三万五千三百三十一円というぐあいに、税金をよけ払っている方がトータルとしても少なくなっている、やはり世の中、勝手に金が入ってくるわけではなく、かせぐためには睡眠時間も短くしているであらうし、ほかの娯楽も減らしておるであらうし、あるいは健康を害し、あるいは寿命を短くしておるといふ面も恐らくあると思うのです。それから非常な研究、努力等。ですから、現在の平等制度というのはそれなりに私はどうもものだと、思うのですけれども、極端に平等化してしまうと、のんびりしていて寝ておる方が体が楽で、トータル計算すればむしろ得だ、そういうようなことにもなってくるおそれもあると思うのです。私も大都市に住んでおる者であり、いろいろと大都市の自治体からは大都市をちょっと冷遇し過ぎじゃないかという意見も聞きますので、そこらちょっと

とエゴにならないように、大都市エゴでなしに、いま言ったような人間の努力というものと努力するものが公正に報われるという制度との、そういう哲学との兼ね合いから先生のお考えを聞かしてほしいのです。

○高橋参考人 加地委員が先ほど、これは要するに一般財源ですね、地方税プラス交付税の府県別の一人当たりの比較という指数をお挙げになりましたが、私もちょっといまここに持ちませんけれども、大体御指摘のとおりだと思います。私はそれが一応わが国の地方交付税、これは補助金等も含めて総合的に判断すれば、そういういわゆる底上げ機能と申しますか、そういうものが相当成功しているというふうに判断いたしました一つの根拠であります。つまり、そういう財政力をならすという点では、わが国の制度はある意味では世界に冠たるものだといふふうに思うわけです。ただし、その裏側の問題として、先ほどの例に直ちに承服はいたしませんけれども、供給コストがゼロという資金、つまり、交付税とか補助金というのは交付される方から言えばコストのからない金でありますから、私どもで言う一種のたぐり現象というものを生じやすいわけがあります。これがたとえば地元の自分たちの金でやるということになりますと、そこにやはりアカウンタビリティーというものが働きますから、高校の授業料を上げるといふようなことでもこれはもう大騒ぎでありますけれども、そういうシステムができると、しかもそれに大きくよっていますと、地方自治体で私が恐らく首長になってもそういうビヘービアをとると思います。ある財源が必要だということになれば、これは地元負担を求めるといふよりも、いまのシステムならば、基準財政需要の計算が足らぬからそれをもっとうんと見て金をどんどん下さいというふうな、やはり上の方に志向するというのは、いまのメカニズムから言えはちょっとやむを得ないといえますか、ある意味ではあたりまえだといふふうな気もするわけです。そういう意味で統制と介入とそれから依存と

いうことがやや過度になっているという感じを持つわけでありまして、それを基本的にはやはり維持しなければならぬわけですが、つまりナショナルミニマムはやはり確保しなければなりませんから。

そこで、大は大きな小は小なりに、やっぱり財政努力をするというシステムとその調整のシステムというものを組み合わせる必要があるのじゃないか。それで先ほどイギリスの例を挙げたわけですが、簡単に言えば、イギリスは税負担率は各地でばらばらでありまして、また税率もまたばらばらであります。日本はそういうことになっていないことは、ある意味で日本の特徴なんですけれども、したがって、高い税率をとれば実は交付税もたくさん来る、こういうシステムになっているわけですね。これを日本にどういうふうな導入するかということとはなかなかむずかしい問題で、いままでの風土や慣行がありますから、私はそれをストレートに入れるというふうには言いませんけれども、日本のシステムとすれば、少しそういうような地域の財政努力と、それから交付税との絡み合いというものを考えていかなければならぬのじゃないかというのが一つなんです。何も、田舎の方に比べて二十年代のように超過負担が農村地帯にずいぶんありまして、それにもとへ返れということを私は言うつもりはありませんけれども、特に任意的な行政ですね、その地域が特別におやりになることについては、少し地域も負担する。どうもいまのシステムは、少し寄っかかりの、まあ言葉は悪いですが、そういう面もあるのではないかと、こう思うわけです。

それから、その反面として、特に大都市というものと一般都市というものの財政需要というものの算定ですね、これは先ほど来議論になって、確かにこれは非常にむずかしい問題であります。確かにかつては日本は相当の格差がありましたし、それから都市は田舎に比べれば相当にいたく施設を持っていたことも事実であります。私はこれを端的に認めるべきだと思います。そういうス

トックの差は確かにあるのですが、近年こういう交付税制度がいま御指摘のように一般的に言えば地方の方が多いというふうなことで、相当効果を上げていて、これはやはり経済力や財政力のバランスを調整する上で働きのしたということをもむしろ率直に認めるべきであります。

それで、いまの外国の例もちょっと挙げたわけですが、けれども、単に発展というだけじゃなくて、衰退に伴ういろいろなむずかしい財政事情がありますので、こういうものは非常にダイナミックなものですから、やっぱり計算というものは非常に静的にならざるを得ないわけで、そこで制度上の対応がちょっとおくられているという側面があるように思っていますので、そういう点を少し是正すべきだということをお願いしているわけでありまして。

○加地委員 終わります。

○松野委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、御多忙のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。(拍手)

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十六分散会

二四 一 でございます
二三 おります。面積
元三 銃は 銃砲は

同 会議録第四号中正誤

ページ 段行 誤 正

三一 末八 きています。 きておる。
三二 一八 ありません。 ありませんが、
三三 二七 市は負担額は 市の負担額は
三四 三二 というものと というものも
三五 三七 これを国庫 これを国庫
三六 三三 これを抽象論 これは抽象論
三七 二五 適格 適格
三八 二二 これをもちろん これはもちろん
三九 三三 要望しにおき 要望しにおき
四〇 三五 特別措置 特別措置
四一 二六 特別措置の 特別措置を

同 会議録第五号中正誤

ページ 段行 誤 正

二一 末一 前運輸大臣 前運輸相
二二 三六 周知対策 周知対策
二三 一四 防止問題 防止の問題
二四 二六 その際、 その際は、
二五 三〇 手続時に 手続的に
二六 二八 体制を 体制と
二七 二四 特別措置 特別措置
二八 二九 採決 採決
二九 二四 おります。 おります、
三〇 二〇 必要であらう 必要である
三一 二九 不謹慎 不謹慎
三二 一四 それにて これにて

同 会議録第六号中正誤

ページ 段行 誤 正

三三 三六 わけには わけに

地方行政委員会議録第三号中正誤

ページ 段行 誤 正

二四 末八 行われてくる 行われておる
二五 末七 内部努力 内部努力
二六 一三 最大戦量 最大戦量
二七 二二 冠びる 延びる
二八 二二 ソ連大使館 延びる
二九 二二 はつきりしなく はつきりしなく
三〇 二二 ては逃走 ては逃走
三一 二二 立場に立つ市長 立場に立つ市長
三二 二二 そう状態 そういう状態
三三 二二 来ておる、 来ておる。

昭和五十四年四月十八日印刷

昭和五十四年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W